

事業の概要

令和5年度

特別地方公共団体
 神奈川県内広域水道企業団

目 次

1	沿 革	1
2	事業のあらまし	4
	(1) 水道用水供給事業の概要	5
	(2) 建設事業の概要	5
	(3) 施設概要図	6
3	組 織	7
	(1) 機 構 図	8
	(2) 事業所所在地	9
	(3) 所属別配置職員数	10
	(4) 事 務 分 掌	11
4	基 幹 計 画	12
	(1) 水道ビジョン	12
	(2) 実施計画（令和3～7年度）	13
5	令和4年度トピックス	14
6	令和5年度事業運営上の見通し	15
7	供 給 水 量	16
	(1) 構成団体別企業団供給水量実績	16
	(2) 構成団体における企業団供給水量の占める割合	18
	(3) 浄水場別供給水量実績及び稼働率の推移	20
8	財 務	23
	(1) 給 水 料 金	23
	(2) 損益計算書	28
	(3) 貸借対照表	30
	(4) 財務分析比率表	31
	(5) 令和5年度予算の概要	32
	(6) 一般会計からの繰出金	34

9	施設概要	36
(1)	貯水施設	36
ア	三保ダム	36
イ	宮ヶ瀬ダム	38
(2)	取水・導水施設	40
ア	飯泉取水堰、沈砂池	40
イ	導水路	41
ウ	相模大堰、社家ポンプ場	42
(3)	浄水施設	43
ア	伊勢原浄水場	43
イ	相模原浄水場	44
ウ	西長沢浄水場	45
エ	綾瀬浄水場	46
(4)	送水施設	47
ア	創設事業	47
イ	相模川水系建設事業（第1期）	48
10	給水地点	49
(1)	給水系統図	49
ア	酒匂川水系	49
イ	相模川水系	50
(2)	水位関係図	51
参 考		
●	神奈川県内広域水道企業団規約	54
●	水道用水供給事業の設置等に関する条例	56
●	構成団体水道料金一覧表	58

1 沿 革

- 昭和39年 2月 1日 神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市の副知事、助役、水道事業管理者その他主要職員で広域水道研究協議会を発足して広域水道について調査研究を開始
- 昭和40年 2月28日 広域水道研究協議会が「各事業体の現況」、「広域水道への道」、「広域水道への前進」と題する報告書を作成公表
- 昭和43年 8月31日 県知事、3市長会議で企業団設立を申合せ、設立準備委員会(副知事、各助役で構成)を設置
- 昭和43年10月14日 企業団設立準備事務局を横浜市中区の横浜商工会議所ビル内に設置
- 昭和44年 3月25日 県知事、3市長他(三浦市長)が相模川高度利用及び酒匂川総合開発水量の水系別配分に関する覚書を締結
- 昭和44年 3月27日 企業団設立について横須賀市議会で可決
- 昭和44年 3月28日 企業団設立について神奈川県議会で可決
- 昭和44年 3月29日 企業団設立について横浜市会で可決
- 昭和44年 4月 1日 企業団設立準備事務局を神奈川区総合庁舎内に移転
- 昭和44年 4月21日 企業団設立について川崎市議会で可決
- 昭和44年 5月 1日 自治大臣の許可により企業団設立(企業団規約の許可)
- 昭和44年 7月17日 厚生大臣が水道用水供給事業経営認可(創設事業計画の認可、目標年次:昭和50年度、計画1日最大給水量:145万4,800 m^3)
- 昭和44年 9月 1日 企業団設立式典を横浜市中区のシルクセンターで開催
- 昭和45年 3月25日 酒匂ダム(仮称)及び飯泉取水施設の建設に関する基本協定書を県と締結
- 昭和46年12月21日 酒匂川における水利使用許可(小田原市分を除く1日最大取水量は156万4,300 m^3)
- 昭和46年12月27日 自治大臣が企業団規約一部変更許可(事務所の移転及び構成団体列記順序の変更)企業団事務所を横浜市旭区の新庁舎に移転
- 昭和48年 6月30日 厚生大臣が水道用水供給事業変更認可(臨時給水に係る取水地点の変更及び浄水方法の変更、目標年次:昭和50年度、計画1日最大給水量:145万4,800 m^3)
- 昭和48年 7月 1日 相模原畑地かんがい用水により臨時給水を開始
- 昭和49年 3月17日 一部給水記念式を飯泉取水管理事務所で開催
- 昭和49年 4月 1日 神奈川県、横浜市及び川崎市へ一部給水を開始
(1日最大給水量:65万1,000 m^3 、給水料金:基本料金37円/ m^3 及び使用料金3円/ m^3)
- 昭和49年 5月17日 酒匂ダム(仮称)起工式
- 昭和50年 4月 1日 酒匂ダム(仮称)を三保ダムと命名
- 昭和50年11月19日 宮ヶ瀬ダム建設計画について企業団企業長及び4構成団体の長により協議が行われ、利水者を企業団とすること及び暫定水量配分について合意
- 昭和51年 4月 1日 給水料金を基本料金53円/ m^3 、使用料金5円50銭/ m^3 に改定
- 昭和52年 2月21日 三保ダムの貯水池を丹沢湖と命名
- 昭和53年 2月28日 三保ダム湛水開始
- 昭和53年 4月 3日 横須賀市へ一部給水開始
- 昭和53年 7月 1日 1日最大給水量を65万1,000 m^3 から100万 m^3 へ増量
- 昭和53年 7月28日 三保ダム竣工式
- 昭和53年 8月 2日 建設大臣に宮ヶ瀬ダムに係るダム使用权の設定を申請

- 昭和53年12月4日 建設大臣が宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画を告示（企業団はダム使用権設定予定者で1日最大取水量130万 m^3 ）
- 昭和54年4月1日 創設事業による全量給水開始（1日最大給水量145万4,800 m^3 ）
- 昭和54年7月23日 創設事業完成記念式を相模原浄水場で開催
- 昭和55年3月5日 厚生大臣が水道用水供給事業変更認可（相模川水系建設事業計画（第1期）の認可、目標年次：昭和67年度、計画1日最大給水量：203万2,300 m^3 ）
- 昭和55年3月28日 内閣総理大臣が宮ヶ瀬ダムに係る水源地域整備計画決定を公示
- 昭和55年12月27日 県知事が神奈川県東部地域広域的水道整備計画を策定
- 昭和56年2月9日 宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画に係る負担調整に関する協定書を県、清川村、津久井町及び厚木市と締結
- 昭和56年4月1日 給水料金を基本料金59円/ m^3 、使用料金7円50銭/ m^3 に改定
酒匂川における水利使用更新
- 昭和57年2月1日 一般会計出資の実施に関する協定書を4構成団体と締結
- 昭和58年1月19日 宮ヶ瀬ダム水源地域振興計画に係る負担調整に関する協定書を愛川町と締結
- 昭和61年11月7日 建設大臣が宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画の変更を告示（県営発電事業の参加等）
- 平成元年8月1日 給水料金に消費税を転嫁
- 平成元年10月2日 宮ヶ瀬ダム本体着工式
- 平成2年12月6日 一般会計出資の実施に関する協定書（昭和57年2月1日締結）を変更する協定書を4構成団体と締結
- 平成3年4月1日 使用料金の一部を改定（1日最大給水量を超えた分に係る使用料金を200円に設定）
酒匂川における水利使用更新
- 平成3年5月28日 一般会計からの繰出しの実施に関する協定書を4構成団体と締結（平成2年12月6日締結の協定書を変更）
- 平成5年4月1日 給水料金を基本料金67円/ m^3 、使用料金8円50銭/ m^3 に改定
- 平成7年5月12日 相模川における水利使用許可（1日最大取水量62万1,000 m^3 ）
- 平成7年10月26日 宮ヶ瀬ダム湛水開始、ダムの貯水池を宮ヶ瀬湖と命名
- 平成10年6月10日 相模川における平成10年度暫定水利使用許可（1日最大取水量12万9,000 m^3 ）
- 平成10年7月23日 相模川水系による4構成団体への一部給水を開始（1日最大給水量12万 m^3 ）
1日最大給水量を145万4,800 m^3 から157万4,800 m^3 へ増量
- 平成11年3月31日 建設大臣がダム使用権設定前の多目的ダムの利用許可（宮ヶ瀬ダム）
- 平成11年4月1日 1日最大給水量を157万4,800 m^3 から168万7,300 m^3 へ増量
- 平成11年11月25日 相模川水系建設事業計画（第2期）策定の先送り及び寒川取水施設等の企業団の暫定使用を4構成団体と合意
- 平成12年4月1日 1日最大給水量を168万7,300 m^3 から191万9,800 m^3 へ増量
- 平成12年11月22日 寒川取水施設等による水道用水供給に関する基本協定書を4構成団体と締結
- 平成12年12月2日 宮ヶ瀬ダム竣工式
- 平成13年3月23日 県知事が神奈川県東部地域広域的水道整備計画を改定
- 平成13年3月29日 厚生労働大臣が水道用水供給事業変更認可（相模川水系寒川事業計画の認可、目標年次：平成27年度、計画1日最大給水量：253万4,840 m^3 ）
- 平成13年3月30日 相模川における水利使用変更許可（1日最大取水量を125万4,800 m^3 へ増量及び取水口の追加）

- 平成13年 4月 1日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムに係るダム使用権を設定
相模川水系寒川事業による神奈川県、横浜市及び横須賀市へ一部給水を開始（1日最大給水量：47万4,500m³、給水料金：神奈川県17円30銭/m³・横浜市及び横須賀市17円50銭/m³）
1日最大給水量を191万9,800m³から239万4,300m³へ増量
- 平成13年 4月17日 総務大臣が企業団規約一部変更許可（議員定数の削減及び特別職たる副企業長の設置）
- 平成13年 4月20日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムの建設の完了（平成13年 3月31日）を公示
- 平成13年10月 2日 酒匂川における水利使用更新
- 平成13年10月10日 国土交通大臣が宮ヶ瀬ダムに係るダム使用権を登録
- 平成15年 4月 1日 相模川水系寒川事業における水道法に基づく業務委託の開始（水道法の改正に伴い施設分割管理方式から委託方式に変更）
1日最大給水量を239万4,300m³から251万3,300m³へ増量
給水料金を基本料金51円/m³、使用料金10円/m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金に基本料金24円80銭/m³を新設
- 平成16年 5月17日 相模川における水利使用変更許可
（1日最大取水量を125万4,800m³から125万2,100m³へ減量及び県水創設取水口の削除）
- 平成18年 4月 1日 相模川水系建設事業（第1期）による全量給水開始
平成18年度及び平成19年度における基本料金の一部免除の実施
（定率免除額：免除前の基本料金の12%に相当する金額、定量免除額：1日当たり2,000m³の基本水量に対する基本料金に相当する金額）
1日最大給水量を251万3,300m³から262万5,800m³へ増量
- 平成20年 3月13日 虹吹小水力発電所（現 相模原小水力発電所）における水利使用許可（1日最大取水量35万9,000m³）
- 平成20年 4月 1日 給水料金を基本料金42円50銭/m³、使用料金10円80銭/m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を25円/m³に改定
- 平成20年12月22日 平成19年度繰越事業が終了し、相模川水系建設事業（第1期）に係る全ての工事が完了
- 平成23年 4月 1日 給水料金を基本料金40円50銭/m³、使用料金を12円50銭/m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を22円30銭/m³に改定
- 平成24年 7月31日 相模川における水利使用変更許可（1日最大取水量を128万600m³に増量）
- 平成25年 3月15日 酒匂川における水利使用更新
相模原小水力発電所における水利使用更新（1日最大取水量34万9,900m³）
- 平成27年 4月 1日 広域水質管理センター開設
- 平成28年 4月 1日 給水料金を基本料金36円80銭/m³、使用料金を14円/m³に改定
相模川水系寒川事業給水料金の基本料金を17円30銭/m³、使用料金を神奈川県19円60銭/m³・横浜市及び横須賀市19円50銭/m³に改定
- 平成30年 3月16日 相模川における水利使用更新
- 令和 4年 3月25日 酒匂川における水利使用更新
相模原小水力発電所における水利使用権更新

2 事業のあらまし

神奈川県及び横浜、川崎、横須賀の3市は、かねてから県内の水需要に対応するため、主要水源として相模川水系を共同して開発し、給水の万全を図ってきたが、昭和50年代の水需要に対処するため、新たな水源として酒匂川を開発することとした。県及び3市は協議の結果、水道用水の広域的有効利用を図り、重複投資を避け、施設の効率的配置と管理並びに国の補助金の導入を図ることを目的として、その経営主体を企業団方式によることとし、昭和44年5月、神奈川県内広域水道企業団を設立した。企業団は、これら4構成団体に水道用水を供給する一部事務組合で、各構成団体の議会から選出された議員からなる独立の議会を置いている。

創設事業は、4構成団体に1日最大145万4,800立方メートルの水道用水を供給するため、酒匂川の支川河内川上流に三保ダムを築造し、その下流の小田原市飯泉地点に取水堰を設けるとともに、導水・浄水・送水施設を建設したものであり、昭和44年度から昭和53年度までの10箇年の工期と総事業費約2,891億円をもって実施し、昭和49年4月に一部給水を開始した後、昭和54年4月には全量給水体制を確立した。

一方、4構成団体においては将来の水需要を配慮し、建設省（現国土交通省）が新たに相模川水系中津川に建設する宮ヶ瀬ダムによって開発される1日最大取水量130万立方メートルの利水者を企業団とすることで合意し、企業団はダム使用権設定の申請を行い、昭和53年12月、建設省（現国土交通省）が告示した「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」においてダム使用権設定予定者となった。

これを受けて企業団は、4構成団体への水道用水の供給量を1日最大120万9,000立方メートル増量するための施設を建設する（宮ヶ瀬ダム負担金を含む。）相模川水系建設事業の基本計画を作成したうえ、計画を2期に分割し、当面、1日最大給水量57万7,500立方メートルを供給する施設を建設する相模川水系建設事業（第1期）を実施することとした。

建設省（現国土交通省）の直轄事業として進められた宮ヶ瀬ダム建設事業は、平成元年10月に本体工事に着手し、平成7年10月には湛水を開始した。その後、ダム本体工事の完了後に最後まで残っていた道志導水路の完成により平成13年3月に建設工事全体が完了し、平成13年度からは本格運用が開始されている。

また、企業団が行う水道施設整備（専用工事）については、昭和55年度から順次着手し、基幹施設である相模取水施設及び綾瀬浄水場の施設整備が完成したことから、当面の水需要に対応するため、平成10年7月から一部給水を開始した。さらに、社家・伊勢原間導水施設及び相模原浄水場の増強工事の完成により、平成18年4月からは1日最大給水量57万7,500立方メートルの供給体制が整備された。

なお、相模川水系建設事業（第1期）としての工事は、平成19年度繰越工事が平成20年12月で全て完成し、工期28箇年、総事業費約7,329億円をもって完了した。

平成13年度からは、宮ヶ瀬ダム開発水量の一部について、構成団体の水道施設を暫定的に使用して水道用水を供給する相模川水系寒川事業を開始しており、現在は、創設事業及び相模川水系建設事業（第1期）で整備した水道施設を使用する直営事業と、暫定事業である相模川水系寒川事業により水道用水の供給を行っており、その供給量は、4構成団体の総給水量の約2分の1を占める状況にある。

このように、神奈川県内広域水道企業団は、2つの水系を水源とした大規模水道用水供給事業者として、4構成団体の水道事業を通じ、県民・市民の生活基盤を支えている。

参考 相模川水系建設事業における計画1日最大給水量

	全 体	第1期事業
神 奈 川 県	609,700立方メートル	291,200立方メートル
横 浜 市	464,000立方メートル	221,700立方メートル
川 崎 市	21,800立方メートル	10,400立方メートル
横 須 賀 市	113,500立方メートル	54,200立方メートル
計	1,209,000立方メートル	577,500立方メートル

(1) 水道用水供給事業の概要

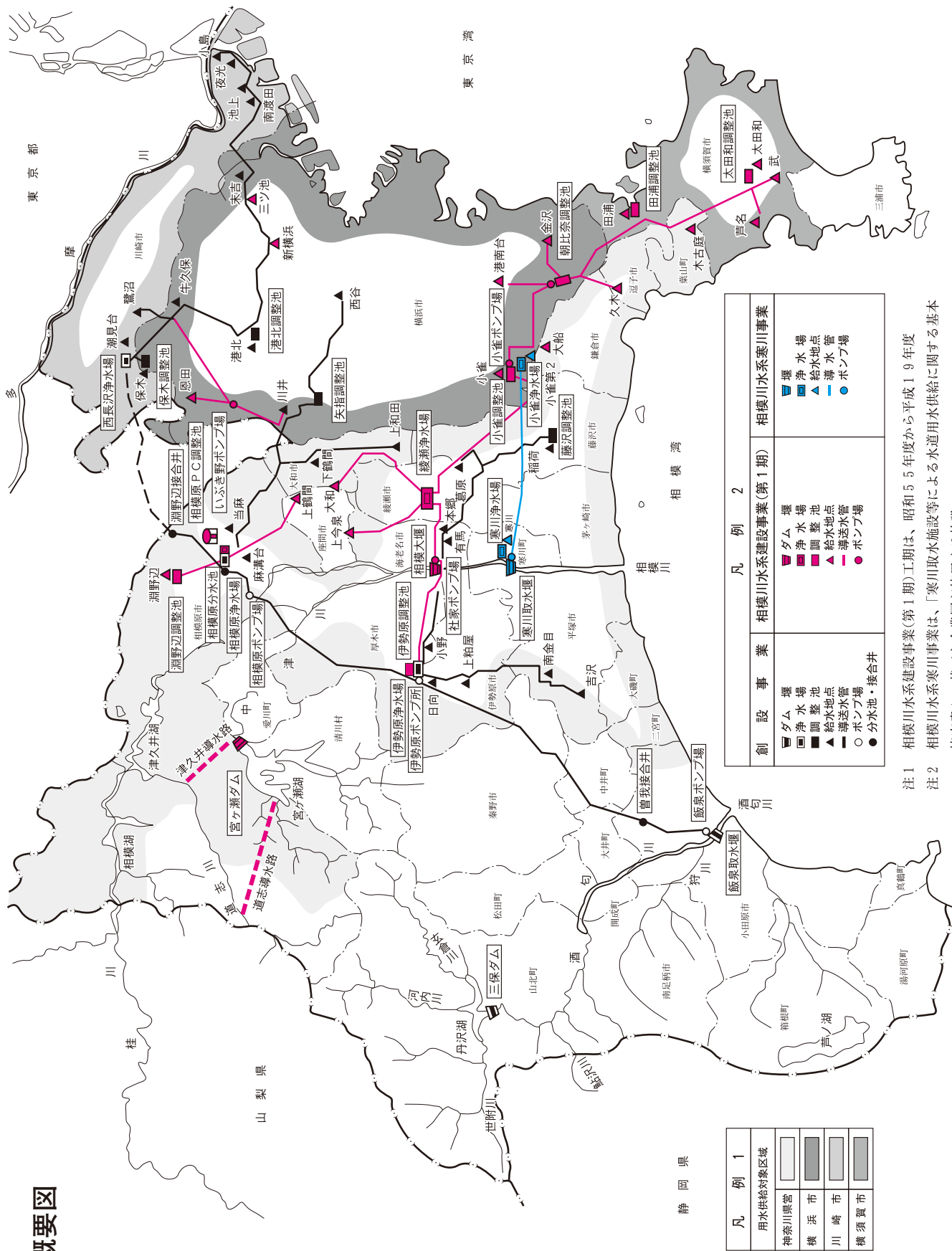
		直 営 事 業	寒川事業（暫定事業）	計
内 容		飯泉取水地点（酒匂川）及び社家取水地点（相模川）からの取水により、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市に対して水道用水を供給している。 創設事業及び相模川水系建設事業（第1期）において整備した水源及び施設により、企業団が直営で実施している。	寒川取水地点（相模川）からの取水により、神奈川県、横浜市及び横須賀市（3構成団体）に対して水道用水を供給している。 宮ヶ瀬ダム開発水の一部と3構成団体が所有する既存の寒川取水施設等を暫定的に使用し、企業団が神奈川県及び横浜市に委託して実施している。※	
1日最大 給水量	神奈川県	669,400立方メートル	318,500立方メートル	987,900立方メートル
	横浜市	784,500立方メートル	242,300立方メートル	1,026,800立方メートル
	川崎市	505,600立方メートル		505,600立方メートル
	横須賀市	72,800立方メートル	59,300立方メートル	132,100立方メートル
	計	2,032,300立方メートル	620,100立方メートル	2,652,400立方メートル
主 要 施 設		三保ダム、宮ヶ瀬ダム、飯泉取水堰、相模大堰、導水ポンプ場、導水トンネル、導水管、西長沢浄水場、相模原浄水場、伊勢原浄水場、綾瀬浄水場、送水管、送水ポンプ場、調整池、給水地点	宮ヶ瀬ダム、寒川取水堰、取水ポンプ場、導水路、寒川第3浄水場、小雀浄水場、送水ポンプ所、給水地点	

※ 相模川水系建設事業は、宮ヶ瀬ダム開発水によって1日最大120万9,000立方メートルの供給量の増加を図るものであり、第1期事業では1日最大57万7,500立方メートルを供給する施設を整備した。残る供給量にかかる施設整備は第2期事業で行うこととしているが、平成11年11月に4構成団体と企業団が協議した結果、安全な水の安定給水に支障がないと判断される間、第2期事業の計画は策定せず、神奈川県等が所有する既存の寒川取水施設等を企業団が暫定的に使用して、川崎市を除く3構成団体に対して水道用水を供給することとなった（寒川事業）。平成13年4月1日に開始した寒川事業は、平成15年4月1日以降、水道法に基づく第三者委託として事業を実施している。

(2) 建設事業の概要

		創 設 事 業	相模川水系建設事業（第1期）	計
内 容		神奈川県西部を流れる酒匂川の支川河内川上流に貯水ダム（三保ダム、県企業庁管理）を築造し、下流の小田原市飯泉地先に取水堰を設けて河川表流水を取水し、これを浄水したのち、構成団体に対し1日最大145万4,800立方メートルの水道用水を供給するための施設整備を行った。	神奈川県中央部を流れる相模川の支流中津川の上流に貯水ダム（宮ヶ瀬ダム、国土交通省直轄）を築造し、相模川左岸の海老名市社家地先、右岸の厚木市岡田地先に取水堰を設けて河川表流水を取水し、これを浄水したのち、構成団体に対し1日最大57万7,500立方メートルの水道用水を供給するための施設拡張を行った。	
計 画 1日最大 給水量	神奈川県	378,200立方メートル	291,200立方メートル	669,400立方メートル
	横浜市	562,800立方メートル	221,700立方メートル	784,500立方メートル
	川崎市	495,200立方メートル	10,400立方メートル	505,600立方メートル
	横須賀市	18,600立方メートル	54,200立方メートル	72,800立方メートル
	計	1,454,800立方メートル	577,500立方メートル	2,032,300立方メートル
工 期		昭和44年度～昭和53年度（10箇年）	昭和55年度～平成19年度（28箇年）	
給水開始	一部給水	昭和49年4月1日	平成10年7月23日	
	全量給水	昭和54年4月1日	平成18年4月1日	
事 業 費	貯水工事費	73,099,471千円	269,466,845千円	342,566,316千円
	取水工事費	4,937,606千円	32,284,586千円	37,222,193千円
	導水工事費	47,370,152千円	42,610,338千円	89,980,489千円
	浄水工事費	33,918,393千円	61,084,460千円	95,002,853千円
	送水工事費	75,009,170千円	134,876,778千円	209,885,948千円
	用地及び補償費	12,771,163千円	29,107,386千円	41,878,549千円
	そ の 他	42,052,909千円	163,499,478千円	205,552,386千円
計	289,158,864千円	732,929,871千円	1,022,088,735千円	
財 源	国庫補助金	37,876,948千円	189,551,758千円	227,428,706千円
	企業債	249,969,000千円	385,489,335千円	635,458,335千円
	出資金	0千円	132,470,000千円	132,470,000千円
	一般財源	1,312,916千円	25,418,778千円	26,731,694千円
	計	289,158,864千円	732,929,871千円	1,022,088,735千円

(3) 施設概要図



凡 例 1	
用水供給対象区域	
神奈川県営	
横浜 市	
川崎 市	
横浜 賀 市	

凡 例 2	
創 設 事 業	相模川水系建設事業(第1期)
<ul style="list-style-type: none"> ■ ダム ■ 浄水場 ■ 調整池 ▲ 給水地点 — 導送水管 ○ ポンプ場 ● 分水池・接合井 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 堰 ■ 浄水場 ▲ 給水地点 — 導水管 ● ポンプ場
	相模川水系寒川事業

注1 相模川水系建設事業(第1期)工期は、昭和55年度から平成19年度
 注2 相模川水系寒川事業は、「寒川取水施設等による水道用水供給に関する基本協定書」に基づき企業が使用する施設

3 組 織

議 会

企業団の議会議員の定数は11人で、その議員は、構成団体の議会から選出された議員で構成されており、内訳は次のとおりである。

神奈川県	3人
横浜市	4人
川崎市	3人
横須賀市	1人

なお、議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

また、議会に事務局が設置され、事務局長のほか書記等が置かれているが、いずれも企業職員の併任となっている。

執行機関

企業長

企業団に執行機関の長として企業長が置かれている。企業長は、構成団体の長から共同任命され、その任期は4年で、特別地方公共団体の長として企業団を統轄し、これを代表する。

副企業長

企業団に副企業長1人が置かれている。副企業長は、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は4年で、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

補助職員

企業団に企業長の権限に属する事務の執行を補助する企業職員が置かれており、企業長が任命し、その定数は条例で400人と定められている。

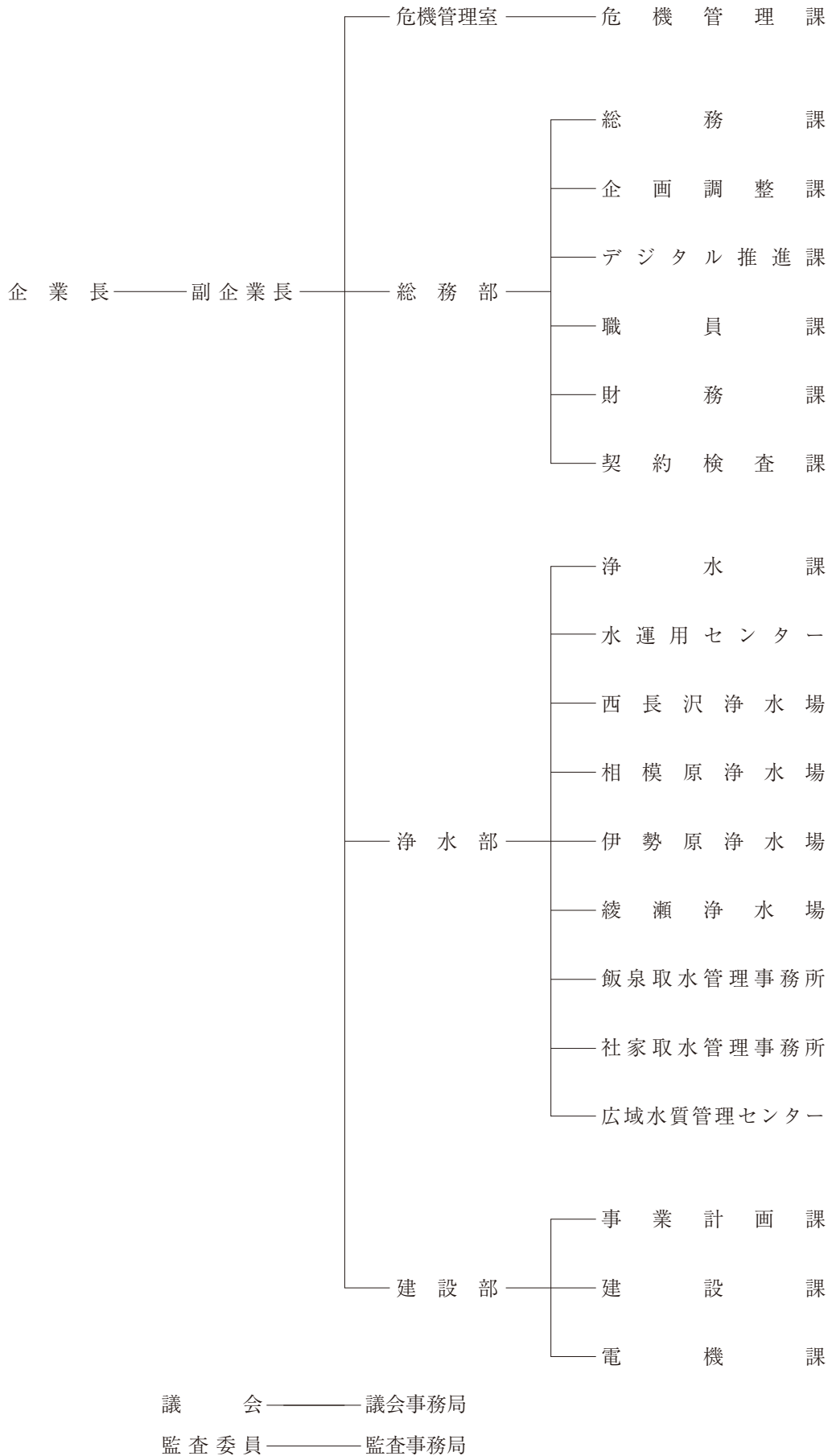
組織としては、危機管理室、総務部、浄水部及び建設部が条例で置かれ、また各部に課（場・所・センター）が置かれている。

監査委員

企業団に監査委員2人が置かれており、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は3年となっている。

また、監査委員に事務局が設置され、事務局長のほか書記等が置かれているが、いずれも企業職員の併任となっている。

(1) 機 構 図 (令和5年4月1日現在)



(2) 事業所所在地

(令和5年4月1日現在)

事業所名		所在地	
本 庁	危機管理室	▽241-8525	横浜市旭区矢指町1194番地 電話 045 (363) 1111 (代) F A X 045 (363) 1121
	総務部 浄水部 建設部		
西長沢浄水場		▽216-0013	川崎市宮前区潮見台4番1号 電話 044 (977) 3761 F A X 044 (977) 9416
相模原浄水場		▽252-0335	相模原市南区下溝2714番地 電話 042 (778) 3251 F A X 042 (778) 5275
伊勢原浄水場		▽259-1101	伊勢原市日向1297番地 電話 0463 (93) 3951 F A X 0463 (92) 2055
綾瀬浄水場		▽252-1124	綾瀬市吉岡887番地 電話 0467 (70) 9832 F A X 0467 (70) 9834
飯泉取水管理事務所		▽250-0863	小田原市飯泉884番地 電話 0465 (48) 1102 F A X 0465 (48) 1698
社家取水管理事務所 広域水質管理センター		▽243-0424	海老名市社家六丁目25番1号 社家取水管理事務所 電話 046 (239) 2810 F A X 046 (239) 2815 広域水質管理センター 電話 046 (239) 2816 F A X 046 (239) 2819

(3) 所属別配置職員数

(令和5年4月1日現在)

区	分	事務	技術	計
危機管理室	危機管理課	2人	3人	5人
総務部	総務課	12(2)	2	14(2)
	企画調整課	5	3	8
	デジタル推進課	7	1	8
	職員課	16(1)	4	20(1)
	財務課	13(2)		13(2)
	契約検査課	6(1)	5(1)	11(2)
浄水部	浄水課	4	19	23
	水運用センター		24	24
	西長沢浄水場	3(1)	30	33(1)
	相模原浄水場	2	34(1)	36(1)
	伊勢原浄水場	2	15(1)	17(1)
	綾瀬浄水場	2	29(1)	31(1)
	飯泉取水管理事務所	2	28(3)	30(3)
	社家取水管理事務所	3(3)	22(1)	25(4)
	広域水質管理センター	2	24	26
建設部	事業計画課		11	11
	建設課	6(1)	19	25(1)
	電機課		15	15
合	計	87(11)	288(8)	375(19)

注1 企業長、副企業長、任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員を除く

注2 理事は総務課に算入

注3 室長は危機管理課に算入、部長はそれぞれ総務課、浄水課、事業計画課に算入

注4 併任職員を含む

注5 ()内は、再任用職員で内数

(4) 事務分掌

(令和5年4月1日現在)

部	課	事務分掌
危機管理室	危機管理課	災害及び危機管理に係る企画及び実施の総合調整、災害用貯蔵品事務の総括、災害対策本部、危機管理対策に係る関係機関等との連携及び総合調整、その他災害及び危機管理
総務	総務課	総務部の所掌事務の企画及び調整、庁用自動車及び借上自動車事務の総括、広報、記者発表及び報道、訴訟・和解等の総括、議会の招集及び議案の発議等、外部監査、庁舎（他課の主管に属するものを除く。）、情報公開、個人情報保護、条例案・規則案・規程案・告示案・訓令案・要綱案その他これらに準ずるものの審査及び法令の解釈、業務状況の公表、条例・規則・規程その他これらに準ずるものの原本の整理保存、公布及び公表、公印、その他
	企画調整課	企業団運営に係る重要な基本計画の企画及び進行管理、重要な施策の企画及び進行管理、未成熟事案の調査及び検討、資料の収集、分析及び調査、産官学の連携推進、経営会議の事務局、長期財政計画、給水料金の改定、その他事業経営に係る調査、企画及び調整
	デジタル推進課	DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、ICTに係る総合的な企画及び調整並びにその利活用、情報通信ネットワークの整備及び運営、情報セキュリティ対策、OA機器及び情報通信機器の総合的な企画並びに運営、総合行政ネットワーク
業務	職員課	職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事、採用試験及び選考、人事評価及び表彰、組織及び権限の委任等、給与等、旅費（精算払に限る。）、公務災害補償、人材育成及び職員研修、安全衛生、福利厚生及び被服貸与、健康管理、労働条件及び団体交渉、労働協約及び苦情処理、賠償責任、地方職員共済組合、公舎、業務の改善、その他労務
	財務課	予算の編成及び執行管理、経理の指導及び調整、決算の調製、一時借入金、企業債、補助金、交付金、出資金その他資金、出納取扱金融機関、金銭及び有価証券の出納及び保管、資金計画及び資金運用、工事の精算の総括、証書類の保管、その他財務事務の総括、固定資産事務の総括、所在市町村交付金、物品（災害用貯蔵品を除く。）事務の総括、知的財産権の取得、管理及び処分
	契約検査課	工事、製造等の請負、物品の調達その他の契約、指名業者の選定、その他契約事務の総括、工事等の設計・監督に係る指導及び啓発、設計等の技術審査、工事の安全点検、工事及び計画調査業務委託の検査、工事及び業務委託の設計及び施行に係る基準、その他工事に関する制度の調査及び検討
浄水	浄水課	浄水部所掌事務の企画及び調整、水道技術管理者の職務、給水料金の収入調定、水道技術の調査研究、国及び他の地方公共団体との技術的協議及び連絡調整、浄水技術に係る懸念事項の検討、施設維持管理の総括、ダム管理費、水運用センターの庶務一般、電気工作物の保安に係る運営及び連絡調整、事業活動に伴う環境対策の推進、水運用センター及び西長沢浄水場が所管する施設（外部施設に限る。）の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち別に定める簡易なものの施行、庁舎（場又は所に属する庁舎を除く。）内の危険物貯蔵庫及び小水力発電所（発電設備及び配水ポンプを含む。）に関すること（ただし、他課の主管に属するものを除く。）、通信設備の保安に係る運営及び連絡調整、水運用センター及び西長沢浄水場の所管事務（外部施設に係る所管事務に係る所管事務を除く。）に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き（新規及び変更）、水運用センター及び西長沢浄水場の所管事務（外部施設に係る所管事務に限る。）に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き（新規及び変更）、水運用センター及び西長沢浄水場が所管する施設（外部施設に限る。）等に係る近接協議、その他
	水運用センター	取水、導水、浄水、送水量等水運用の計画及び調整、構成団体との水道用水供給量の連絡調整、所管する施設（外部施設を除く。）の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査、所管事務（外部施設に係る所管事務を除く。）に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き（新規及び変更）、所管事務（外部施設に係る所管事務を除く。）に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き（新規及び変更）、所管施設（外部施設を除く。）等に係る近接協議
	西長沢浄水場	浄水及び送水業務、所管する施設（外部施設を除く。）の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査、所管事務（外部施設に係る所管事務を除く。）に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き（新規及び変更）、所管事務（外部施設に係る所管事務を除く。）に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き（新規及び変更）、所管施設（外部施設を除く。）等に係る近接協議
	相模原浄水場	導水、浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き（新規及び変更）、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き（新規及び変更）、所管施設等に係る近接協議
	伊勢原浄水場	導水、浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き（新規及び変更）、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き（新規及び変更）、所管施設等に係る近接協議
	綾瀬浄水場	浄水及び送水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き（新規及び変更）、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き（新規及び変更）、所管施設等に係る近接協議
	飯泉取水管理事務所	取水及び導水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、水質検査計画に基づく水質の検査、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き（新規及び変更）、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き（新規及び変更）、所管施設等に係る近接協議
部	社家取水管理事務所	取水及び導水業務、所管する施設の維持管理並びに建設改良工事及び修繕工事の調査、設計及び施行（建設課又は電機課に係る修繕工事の設計を除く。）並びに建設課又は電機課に係る建設改良工事のうち簡易なものの施行、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き（新規及び変更）、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き（新規及び変更）、所管施設等に係る近接協議
	広域水質管理センター	水質に係る企画及び調整、水源水域の水質調査、水質検査計画に基づく水質の検査、水処理に係る調査研究、構成団体等との水質に係る連絡調整、社家取水管理事務所に係る水質検査計画に基づく水質管理
建設	事業計画課	建設部の所掌事務の企画及び調整、長期施設整備、水道用水供給事業の認可、水源の確保及び水需給、水利権及びダム使用権の協議及び調整、水道施設の新設、改良及び修繕の計画及び調査並びにこれらの総括、その他
	建設課	建設工事、建設改良工事及び修繕工事に係る施設（電機課に係るものを除く。）の調査、設計及び施行（水運用センター、場又は所に係るものを除く。）、並びに建設工事、建設改良工事及び修繕工事に係る連絡調整、土地（土地に付随するものを含む。）の取得（買取、譲渡、交換、取用及び借入れ）、土地、建物の登記、固定資産の使用許可、他団体等の資産の使用許可申請手続き（継続）、道路及び河川敷等の占用申請手続き（継続）、所管施設等に係る近接協議及び他所属への近接協議の助言、損失補償事務、事業計画課及び電機課の庶務一般
部	電機課	建設工事、建設改良工事及び修繕工事に係る施設（電機設備）の調査、設計及び施行（水運用センター、場又は所に係るものを除く。）、並びに建設工事、建設改良工事及び修繕工事に係る連絡調整、所管事務に係る他団体等の資産の使用許可申請手続き（新規及び変更）、所管事務に係る道路及び河川敷等の占用申請手続き（新規及び変更）、所管施設等に係る近接協議

4 基幹計画

(1) 水道ビジョン

企業団では、「かながわの水道用水供給ビジョン」を平成18年度に策定し、平成22年度には、平成23年度から令和2年度を計画期間とする「かながわの水道用水供給ビジョン 平成22年度フォローアップ版」を、平成27年度には、内容を一部改訂した「かながわの水道用水供給ビジョン（平成23～令和2年度）平成27年度フォローアップ版」を策定した。

令和3年3月には、新たに「かながわ広域水道ビジョン」を策定し、概ね30年後における企業団の「将来像」と、その実現に向けた「取組みの方向性」を示した。

このビジョンでは、これまでの企業団の役割を振り返るとともに、国・県及び構成団体の水道事業者が策定している各水道ビジョン及び今後の事業環境を踏まえ、現状分析と課題抽出を行った上で「取組みの方向性」を示している。

なお、このビジョンは厚生労働省が水道事業者に作成を推奨する「水道事業ビジョン」に位置づけ、かつビジョンと「取組みの方向性」を踏まえて策定した「実施計画」を一体のものとして、総務省が地方公営企業に策定を要請する「経営戦略」に位置づけている。

【基本理念】

安全で良質な水を構成団体水道事業者と連携して送り続け、
県民・市民の暮らしを支える

【概ね30年後の将来像】

企業団と構成団体水道事業者全体における最適な水道システムの実現に向けて、
施設整備の推進と経営基盤の強化により、広域水道としての強みを最大限に発揮している

【取組みの方向性における3つの柱】

I. 最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理

「最適な水道システム」の実現に向けた取組みの一つである「水道施設の再構築」を優先的に行う。
併せて、上流取水への移行に向けた準備を進めていくとともに、浄水処理や水運用の安定性・効率性を高めるための取組みや、CO₂排出量削減、施設の健全性確保のための計画的な修繕・更新を進める。

II. 自然災害や多様なリスクへの対応強化

頻発・激甚化する自然災害、事故、テロ、社会・経済に影響する感染症の大規模な流行など、多様なリスクに対応できるハード・ソフト両面の強化に取り組む。

III. 経営基盤の強化

厳しい事業環境においても、水供給の継続と、「最適な水道システム」の実現に必要な施設整備を確実に進めていくため、長期的視点に立った財政運営、環境変化に応じた事業運営、事業推進に必要な人材の確保などに取り組む、経営基盤の強化を進める。

【取組みにあたり重視すべき視点】

取組みの方向性を踏まえた様々な事業を効果的に計画・推進し、広域水道として社会に貢献していくため、以下の4つの視点を重視していく。

○地球環境の保全 ○先端技術の導入 ○多様な関係者との連携協力 ○分かりやすい各種情報の発信

(2) 実施計画（令和3～7年度）

実施計画は、ビジョンに示した「3つの柱」の取組みの方向性について、10年後に到達すべき状態を目標として整理したうえで、5年間で取り組む具体的な施策と実施スケジュールを示したものである。

計 画 期 間： 令和3～7年度（5か年）

施 設 整 備 費： 591.1億

実 施 施 策： 企業団及び構成団体水道事業者では、最適な水道システムの実現に向けて、全体で水道施設の再構築に取り組むこととしている。その中で、構成団体水道事業者と共に、企業団に必要な浄水場増強や管路整備、上流からの優先的取水などの具体化についての検討を進める。

また、施設の老朽化対策を計画的に進める中で、地震・浸水・停電など災害や多様なリスクへの対応を図るため、耐震化などの施設整備、組織対応力の強化など安定供給に不可欠な事業についても着実に実施していく。

さらに、長期的な視点に立ち、施設整備を支える財源や人材の確保を図るとともに、既存業務の見直しやIoT/ICTの活用による業務改善など経営基盤の強化に取り組んでいく。

（単位：億円）

3つの柱	取組みの方向性	具体的な内容	合計
I. 最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理	より安全で効率的な水道システムに向けた施設整備と運用	浄水場の増強と送水管等の整備 （企業団浄水場の増強に向けた検討・設計、構成団体水道事業者の浄水場廃止を踏まえた送水管整備の検討・設計 ほか）	8.6
		安定的かつ効率的な水運用と原水の確保 （上流水利権の優先活用 ほか）	—
		浄水処理と水質管理の強化 （浄水処理方法等の調査・研究、広域水質管理センターの機能拡大 ほか）	0.7
		CO ₂ 排出量削減等の環境負荷軽減 （電力・燃料使用量の削減 ほか）	5.2
	施設の健全性を保つための点検と計画的な修繕・更新	効率的な点検と計画的な修繕・更新 （施設の修繕・更新工事の計画的な実施、管路の計画的な保全と既設管路の更新 ほか）	435
施設の維持管理性の向上 （維持管理性向上を目的とした施設改良、浄水場送水系統間の連絡管整備に向けた検討・設計）		18.6	
II. 自然災害や多様なリスクへの対応強化	自然災害や事故に備えた対策	自然災害に備えた対策、事故等の多様なリスクへの対策 （取水施設での浸水対策の実施、施設の停電対策の実施と燃料備蓄の増量 ほか）	123
	組織対応力の強化及び関係者との連携強化	非常時における組織対応力の強化、非常時の応急復旧における協力体制の構築 （様々な災害・リスクへの組織対応力の強化、水道関係者間の連携強化 ほか）	—
III. 経営基盤の強化	将来を見据えた財政・事業運営	長期的な視点に立った財政運営 （事業費の平準化と財源の確保、企業債の適正な管理 ほか）	—
		事業環境の変化に応じた事業運営 （組織・業務執行体制の見直し、新たな官民連携の取組みと制度の構築 ほか）	—
	事業推進に必要な人材の確保・育成と職場づくり	人材の確保・育成 （事業展開を見据えた人材確保・育成 ほか）	—
		創造力・活力のある職場づくり （アイデアの創出や関係者とのネットワークが構築できる環境整備 ほか）	—
施設整備費合計			591.1

※金額は、施設整備費のみ表示

（「かながわ広域水道ビジョン」及び「実施計画」は、企業団のウェブサイト：<https://www.kwsa.or.jp/>に掲載）

5 令和4年度トピックス

令和4年度は、「かながわの広域水道ビジョン（令和3年度から概ね30年）」及び「実施計画（令和3～7年度）」の2年目を迎え、ビジョンに掲げた将来像の実現に向け、実施計画に掲げた各施策を着実に推進した。主な取組みは次のとおり。

1 老朽化対策や危機管理対策など喫緊の課題への対応

老朽化対策については、4浄水場2取水施設における各種設備の修繕を計画的に実施したほか、綾瀬浄水場送水ポンプ所速度制御装置等の施設更新・改良を推進した。また、既設管路の更新に向けた代替ルートの検討・設計のほか、管路の延命化のため、マクロセル腐食防止装置の設置を進めた。

危機管理対策については、令和5年度末での主要施設の耐震化率100パーセントを目標に、西長沢調整池等の耐震補強を進め、新たに伊勢原調整池の耐震補強に着手した。また、災害時にも用水供給の継続を図るため、飯泉・社家ポンプ場防水壁等の設計や飯泉ポンプ場本館開口部等の改良による浸水対策のほか、相模原ポンプ場非常用発電設備等の更新による停電対策を進めた。

2 電気料金高騰への対応（動力費予算の補正など）

令和4年度は、燃料価格の高騰等に伴い、電気料金（燃料費調整額）の上昇が続いたため、ポンプの稼働等に必要な動力費について、議会11月定例会において予算を増額補正し、水処理に必要な費用を確保した。補正規模は、12億余円で、補正後の動力費予算は49億余円となった。

引き続き電気料金の高騰が続いていることから、企業団は水道関係団体らと歩調を合わせ、国に対し、特別高圧受電を行う水道事業者への財政支援（国庫補助）を要望したところである。

3 最適な水道システムの実現へ向けた5事業者の取組み

最適な水道システムの実現に向け、企業団及び構成団体水道事業者（以下「5事業者」という。）で協議を進め、令和5年1月までに5事業者の「水道システム再構築」の3つの目標を確認した。

目標1、「水道施設の再構築」では、送水・配水エリアの再編と浄水場の廃止・増強などを行うことにより、水道施設を将来の水需要に見合う適正な規模にするため、5事業者全体の11浄水場を8浄水場へ再編、うち企業団の3浄水場を増強した上で、8浄水場体制時に必要な送水管路等を整備することとした。

目標2、「上流取水の優先的利用」では、エネルギー消費量削減、原水水質向上、自然災害等によるリスク低減を図るため、上流（沼本地点）の未活用水利権の活用、下流（寒川地点）の水利権の上流（沼本地点・社家地点）での活用を図ることとした。

目標3、「取水・浄水の一体的運用」では、5事業者が持つ浄水場の運用を一体的に行うことにより、平常時の効率的・安定的な給水と非常時のバックアップ体制強化を図るため、取水・浄水・送水を一体的に運用する仕組み（水利権・浄水場は各事業者が保有）を構築することとした。

これらの目標を前提とし、今後、令和5年度中に5事業者共通の施設整備計画の策定を目指し、引き続き協議を進めるものとしている。

4 水源林保全の取組み（神奈川県森林再生パートナー制度への参画）

地球温暖化対策の一環として、水源林保全に貢献するため、令和5年度から神奈川県森林再生パートナー制度へ参画することとした。

県西北部に広がる水源林について、県が進める森林整備への協力として、その費用の一部を負担する。また、職員による間伐体験等の取組みを通じて、水源への意識向上を図っていく。

6 令和5年度事業運営上の見通し(予算での重点的な取組み)

令和5年度は、現行実施計画（令和3～7年度）の中間年であり、かながわ広域水道ビジョンに掲げる最適な水道システムの実現等に向けて、計画事業の着実な進展を図るための予算編成を行った（予算の概要は32～33頁参照）。

なお、令和5年度の事業運営に当たっては、以下のポイントを重点項目として取り組んでいく。

1 最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理の取組み

5事業者（企業団及び4構成団体水道事業者）で、将来浄水場を統廃合した場合に必要な施設整備等について、5事業者共通の施設整備計画の策定に向けた協議を進める。

また、ダムの貯水機能及び堰の取水機能を維持するため、三保ダム・宮ヶ瀬ダムの堆砂対策とともに、飯泉取水堰・相模大堰の堆砂対策を継続する。

さらに、より安定的な取水を行うとともに、環境負荷の低減や動力費の削減を図るため、構成団体との合意に基づき、川崎市が沼本地点に保有する既存水利権の一部について、有効活用に向けた取組みを進める。

老朽化対策については、施設の保全を図るため、各浄水場・取水管理事務所における電気・機械設備等の修繕とともに、飯泉ポンプ場速度制御装置等の施設更新・改良や既設管路の更新に向けた代替ルート的设计等を計画的に実施する。

2 自然災害や多様なリスクへの対応強化の取組み

地震対策については、施設耐震化事業基本計画に掲げた令和5年度末での主要施設の耐震化率100%を目標に、西長沢調整池や伊勢原調整池等の耐震補強の完成を目指す。

また、浸水対策については、取水施設の浸水被害を防止するため、引き続き飯泉・社家ポンプ場防水壁等の設計を進める。

さらに、停電対策については、停電時における用水供給の継続を図るため、引き続き相模原ポンプ場導水ポンプ設備等の整備事業において、非常用発電設備等の更新を進める。

3 経営基盤の強化の取組み

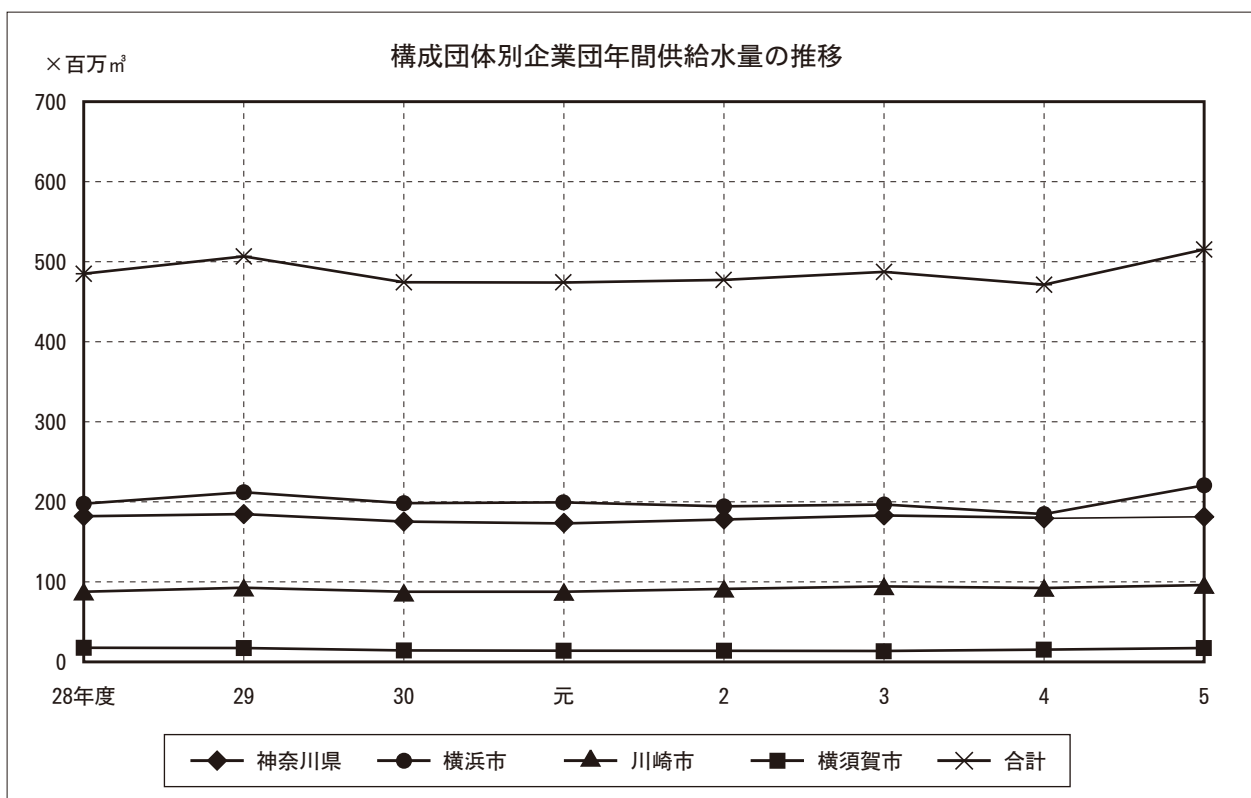
施設の老朽化対策や危機管理対策に加え、令和8年度以降に本格化する再構築事業に係る施設整備に必要な財源を計画的に確保するため、長期的な視点に立った財政運営を進める。

また、更なる業務効率化に向けて、ネットワーク環境の整備とともに、電子決裁・文書管理システムの導入等に取り組んでいく。

7 供給水量

(1) 構成団体別企業団供給水量実績

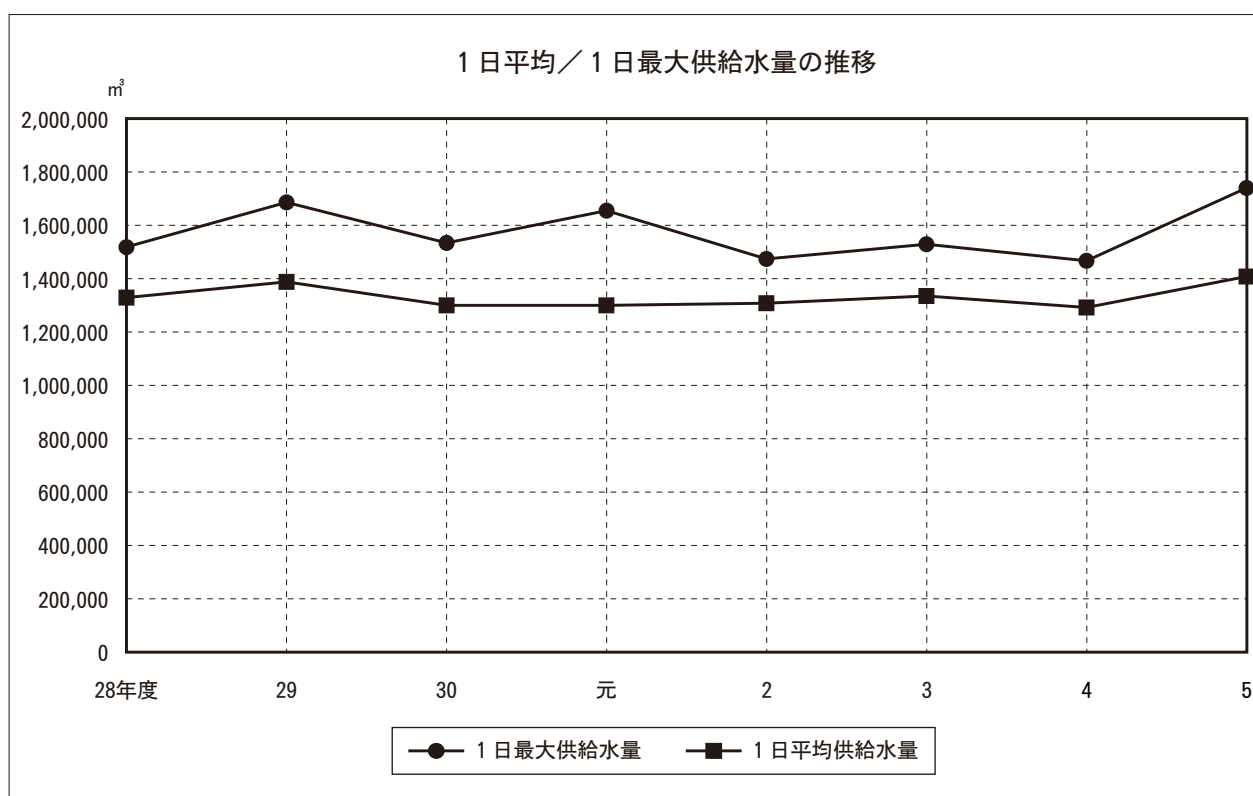
区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
神奈川県	年間供給水量	181,985,440	184,738,410	175,476,550
	1日平均供給水量	498,590	506,133	480,758
	1日最大供給水量	583,510	656,130	597,400
	同上記録日	平成29年3月22日	平成29年10月24日	平成30年10月2日
横浜市	年間供給水量	197,756,600	211,892,000	198,383,800
	1日平均供給水量	541,799	580,526	543,517
	1日最大供給水量	643,500	718,500	669,900
	同上記録日	平成28年11月6日	平成29年8月9日	平成31年1月22日
川崎市	年間供給水量	87,831,000	92,581,900	86,249,400
	1日平均供給水量	240,633	253,649	236,300
	1日最大供給水量	405,500	397,100	352,100
	同上記録日	平成29年3月28日	平成29年4月12日	平成30年10月6日
横須賀市	年間供給水量	17,521,810	17,482,540	14,359,300
	1日平均供給水量	48,005	47,897	39,341
	1日最大供給水量	55,710	72,130	58,360
	同上記録日	平成28年9月9日	平成30年1月27日	平成30年10月7日
合計	年間供給水量	485,094,850	506,694,850	474,469,050
	1日平均供給水量	1,329,027	1,388,205	1,299,915
	1日最大供給水量	1,517,780	1,685,950	1,533,640
	同上記録日	平成29年3月28日	平成29年10月26日	平成30年10月3日



(単位：m³)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度予算
173,660,060	177,882,610	182,887,850	179,196,600	181,295,400
474,481	487,350	501,063	490,950	495,343
610,010	591,480	593,010	612,620	560,200
令和元年10月30日	令和3年3月10日	令和3年8月26日	令和4年12月8日	令和6年1月
199,401,700	194,370,500	196,510,600	184,661,600	220,698,000
544,813	532,522	538,385	505,922	603,000
732,600	697,300	701,200	643,300	692,800
令和元年10月26日	令和2年7月27日	令和4年1月28日	令和4年4月20日	令和5年7月
87,439,000	91,174,100	94,488,600	92,354,500	96,111,600
238,904	249,792	258,873	253,026	262,600
322,700	341,300	337,800	313,800	406,600
令和2年2月19日	令和2年10月21日	令和3年7月10日	令和5年2月26日	令和5年4月
13,943,060	13,874,980	13,478,500	15,280,200	17,174,700
38,096	38,014	36,927	41,864	46,925
57,960	54,310	59,040	50,910	132,100
令和元年10月17日	令和3年3月29日	令和3年8月19日	令和4年12月29日	令和5年7月
474,443,820	477,302,190	487,365,550	471,492,900	515,279,700
1,299,846	1,307,677	1,335,248	1,291,761	1,407,868
1,655,240	1,473,920	1,528,520	1,467,400	1,739,700
令和元年10月26日	令和2年9月9日	令和4年2月9日	令和4年12月14日	令和5年7月

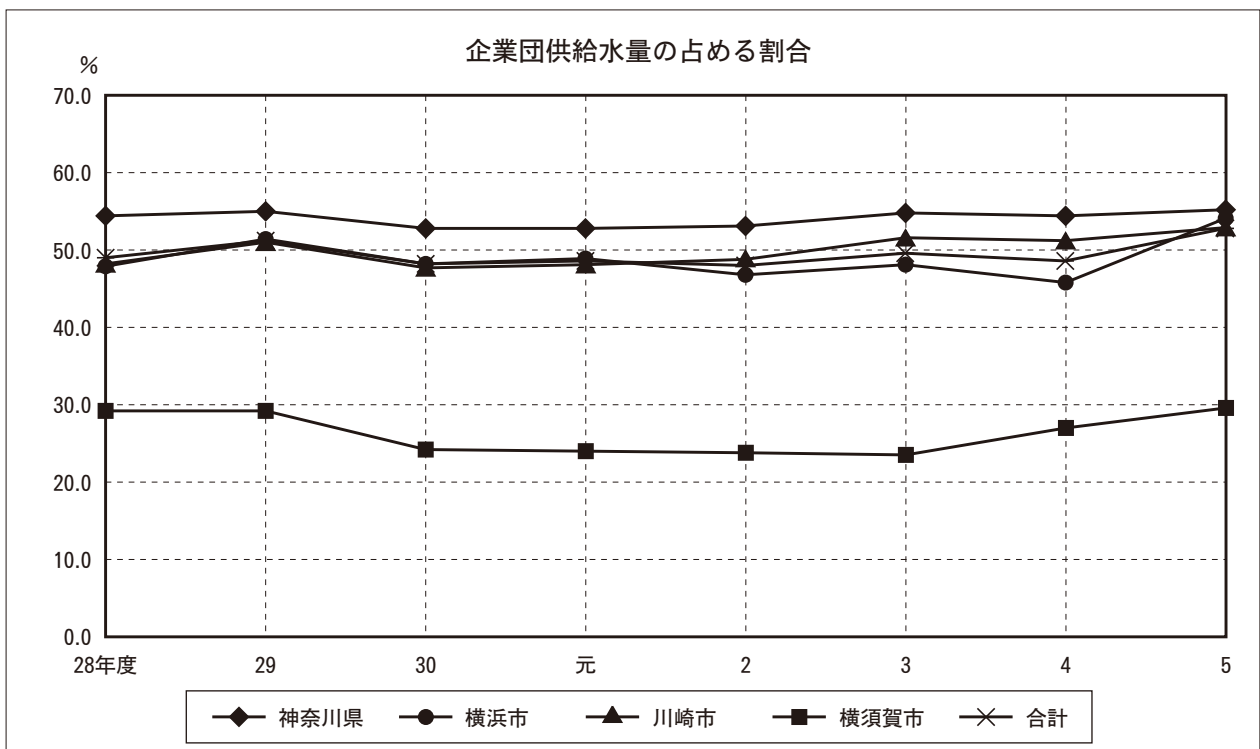
*平成29年度の年間供給水量は、相互協力に係る供給水量(1,122,900m³)を含まず。



(2) 構成団体における企業団供給水量の占める割合

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
神奈川県	年間給水量(A)	334,342,465	335,736,745	332,368,682
	企業団供給水量(B)	181,985,440	184,738,410	175,476,550
	比率 B / A	54.4%	55.0%	52.8%
	同上趨勢比率	100.0%	101.1%	97.1%
横浜市	年間給水量(A)	412,671,300	412,084,500	411,857,800
	企業団供給水量(B)	197,756,600	211,892,000	198,383,800
	比率 B / A	47.9%	51.4%	48.2%
	同上趨勢比率	100.0%	107.3%	100.6%
川崎市	年間給水量(A)	182,255,100	181,433,900	180,973,600
	企業団供給水量(B)	87,831,000	92,581,900	86,249,400
	比率 B / A	48.2%	51.0%	47.7%
	同上趨勢比率	100.0%	105.8%	99.0%
横須賀市	年間給水量(A)	60,036,696	59,888,749	59,341,919
	企業団供給水量(B)	17,521,810	17,482,540	14,359,300
	比率 B / A	29.2%	29.2%	24.2%
	同上趨勢比率	100.0%	100.0%	82.9%
合計	年間給水量(A)	989,305,561	989,143,894	984,542,001
	構成団体給水量(A)-(B)	504,210,711	482,449,044	510,072,951
	企業団供給水量(B)	485,094,850	506,694,850	474,469,050
	比率 B / A	49.0%	51.2%	48.2%
	同上趨勢比率	100.0%	104.5%	98.4%

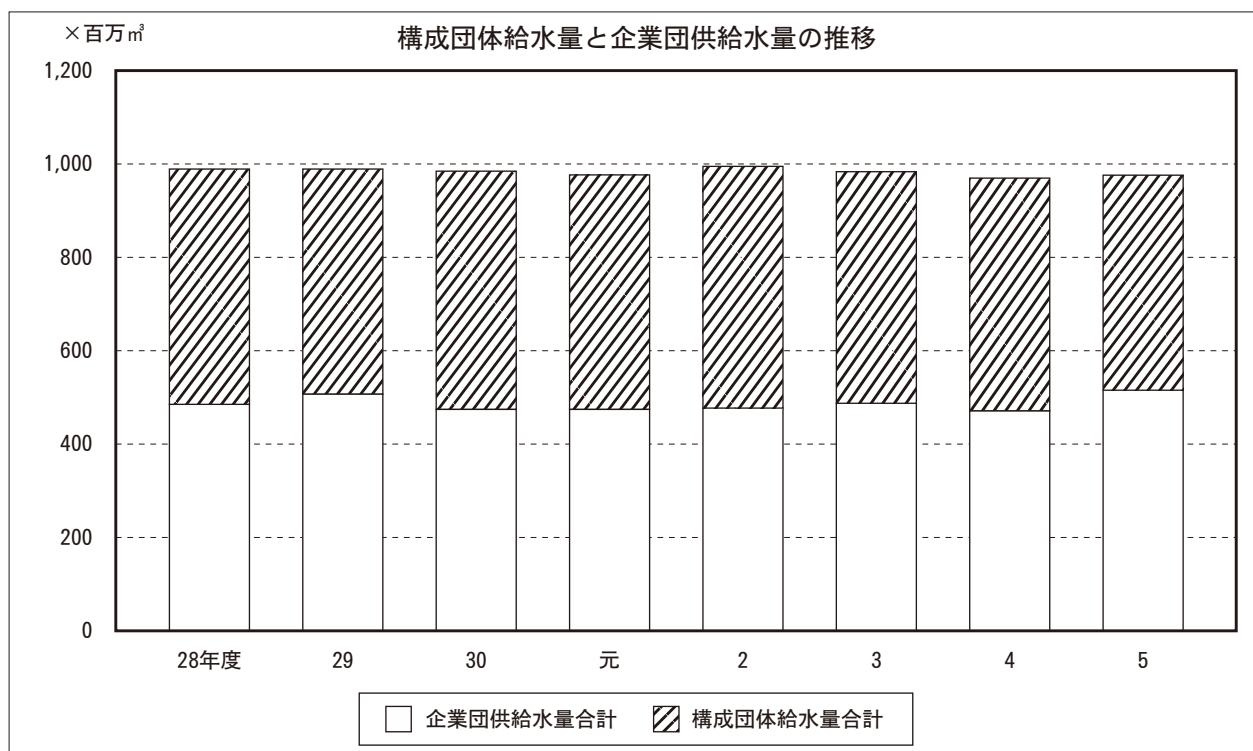
* 神奈川県年間給水量(A)は、箱根地区を除く。



(単位：m³)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度予算
328,837,091	335,219,442	333,596,945	329,675,999	328,474,400
173,660,060	177,882,610	182,887,850	179,196,600	181,295,400
52.8%	53.1%	54.8%	54.4%	55.2%
97.1%	97.6%	100.7%	100.0%	101.5%
408,050,000	414,982,500	408,941,600	403,234,300	407,808,000
199,401,700	194,370,500	196,510,600	184,661,600	220,698,000
48.9%	46.8%	48.1%	45.8%	54.1%
102.1%	97.7%	100.4%	95.6%	112.9%
181,809,200	186,422,200	183,236,900	180,471,300	181,572,600
87,439,000	91,174,100	94,488,600	92,354,500	96,111,600
48.1%	48.9%	51.6%	51.2%	52.9%
99.8%	101.5%	107.1%	106.2%	109.8%
58,055,112	58,212,752	57,345,666	56,616,406	57,936,000
13,943,060	13,874,980	13,478,500	15,280,200	17,174,700
24.0%	23.8%	23.5%	27.0%	29.6%
82.2%	81.5%	80.5%	92.5%	101.4%
976,751,403	994,836,894	983,121,111	969,998,005	975,791,000
502,307,583	517,534,704	495,755,561	498,505,105	460,511,300
474,443,820	477,302,190	487,365,550	471,492,900	515,279,700
48.6%	48.0%	49.6%	48.6%	52.8%
99.2%	98.0%	101.2%	99.2%	107.8%

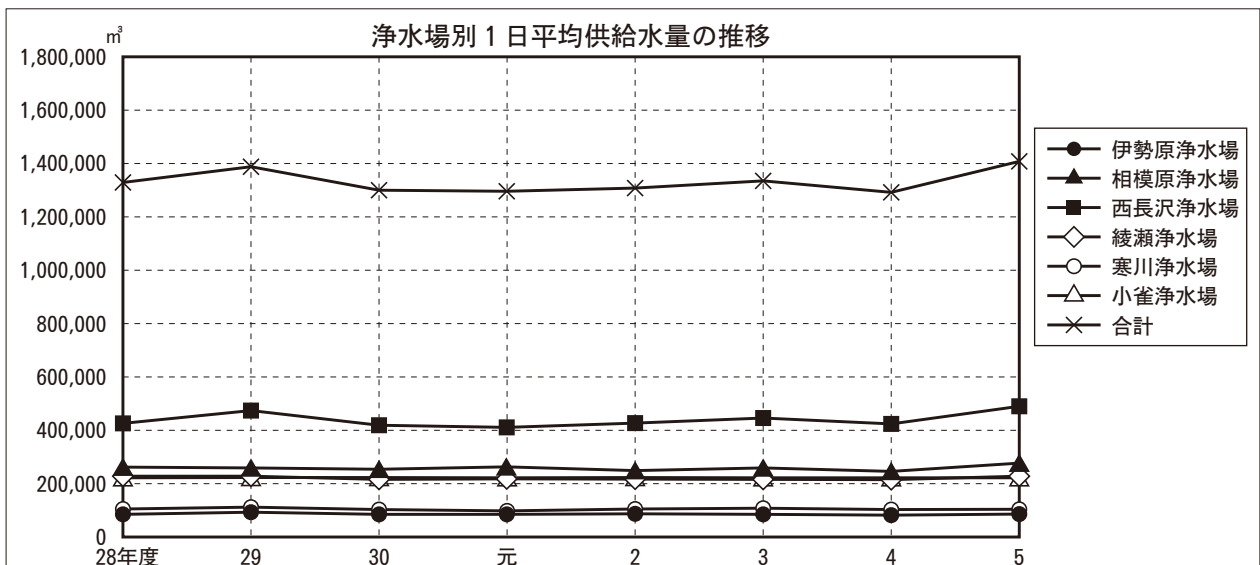
*平成29年度の企業団供給水量は、相互協力に係る供給水量（1,122,900m³）を含まず。



(3) 浄水場別供給水量実績及び稼働率の推移

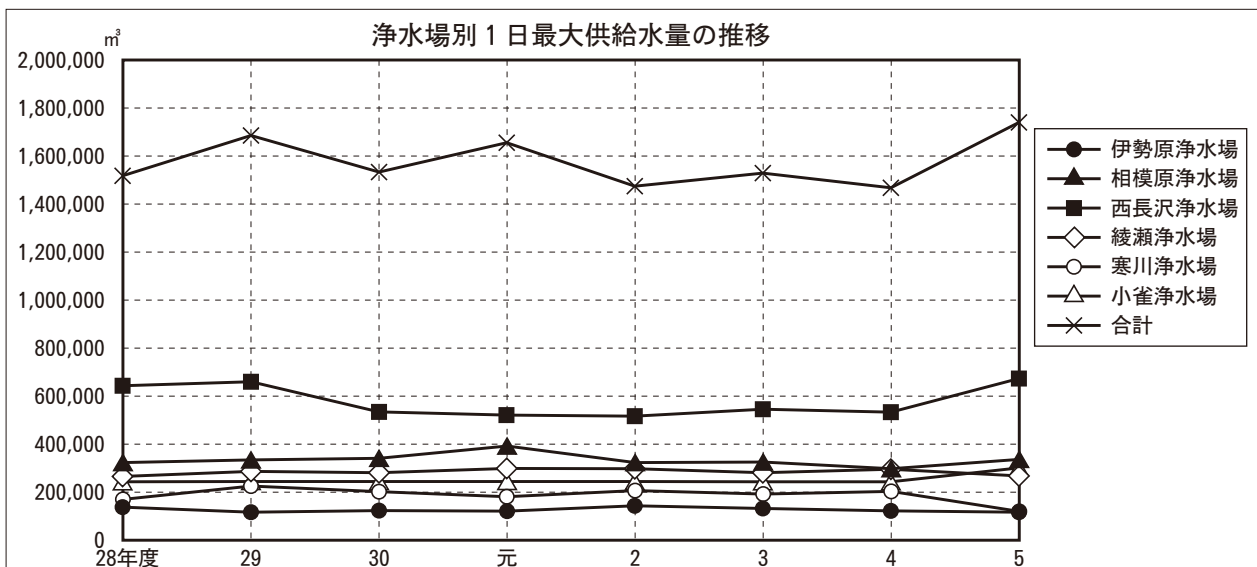
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
伊勢原浄水場	計画1日最大給水量	204,600	204,600	204,600	
	年間供給水量	31,199,130	33,826,990	1,127,240	31,120,910
	1日平均供給水量	85,477	92,677	85,280	85,030
	平均稼働率	41.8%	45.3%	41.7%	41.6%
	1日最大供給水量	137,480	116,690	123,510	121,420
	最大稼働率	67.2%	57.0%	60.4%	59.3%
同上記録日	平成29年3月2日	平成29年5月11日	平成31年1月10日	令和2年1月8日	
相模原浄水場	計画1日最大給水量	490,700	490,700	490,700	490,700
	年間供給水量	95,803,190	94,383,850	92,803,670	96,085,230
	1日平均供給水量	262,474	258,613	254,257	262,528
	平均稼働率	53.5%	52.7%	51.8%	53.5%
	1日最大供給水量	323,780	334,600	340,760	391,720
	最大稼働率	66.0%	68.2%	69.4%	79.8%
同上記録日	平成28年11月6日	平成29年7月15日	平成30年7月18日	令和1年12月4日	
西長沢浄水場	計画1日最大給水量	872,000	872,000	872,000	872,000
	年間供給水量	155,373,300	172,945,600	152,796,300	150,405,300
	1日平均供給水量	425,680	473,824	418,620	410,943
	平均稼働率	48.8%	54.3%	48.0%	47.1%
	1日最大供給水量	643,100	659,700	533,900	521,100
	最大稼働率	73.8%	75.7%	51.2%	59.8%
同上記録日	平成29年3月28日	平成29年4月23日	平成30年10月3日	令和元年12月8日	
綾瀬浄水場	計画1日最大給水量	465,000	465,000	465,000	465,000
	年間供給水量	83,145,430	83,173,510	78,765,740	79,735,330
	1日平均供給水量	227,796	227,873	215,797	217,856
	平均稼働率	49.0%	49.0%	46.4%	46.9%
	1日最大供給水量	265,950	286,360	281,400	299,270
	最大稼働率	57.2%	61.6%	60.5%	64.4%
同上記録日	平成28年8月24日	平成29年10月24日	平成30年10月7日	令和元年11月1日	
寒川浄水場	計画1日最大給水量	318,500	318,500	318,500	318,500
	年間供給水量	38,427,500	40,965,500	37,595,500	35,947,300
	1日平均供給水量	105,281	112,234	103,001	98,217
	平均稼働率	33.1%	35.2%	32.3%	30.8%
	1日最大供給水量	170,400	226,000	202,300	181,100
	最大稼働率	53.5%	71.0%	63.5%	56.9%
同上記録日	平成29年2月22日	平成29年10月24日	平成30年10月2日	令和元年12月17日	
小雀浄水場	計画1日最大給水量	301,600	301,600	301,600	301,600
	年間供給水量	81,146,300	81,389,400	81,380,600	81,149,750
	1日平均供給水量	222,319	222,985	222,961	221,721
	平均稼働率	73.7%	73.9%	73.9%	73.5%
	1日最大供給水量	243,300	244,300	244,300	244,300
	最大稼働率	80.7%	81.0%	81.0%	81.0%
同上記録日	平成28年7月1日	平成29年7月1日	平成30年7月1日	令和元年7月1日	
合	計画1日最大給水量	2,652,400	2,652,400	2,652,400	2,652,400
	年間供給水量	485,094,850	506,694,850	474,469,050	474,443,820
	1日平均供給水量	1,329,027	1,388,205	1,299,915	1,296,295
	平均稼働率	50.1%	52.3%	49.0%	48.9%
	1日最大供給水量	1,517,780	1,685,950	1,533,640	1,655,240
計	最大稼働率	57.2%	63.6%	57.8%	62.4%
	同上記録日	平成29年3月28日	平成29年10月26日	平成30年10月3日	令和元年10月26日

※平成29年度の西長沢浄水場年間供給水量は、相互協力に係る供給水量（1,122,900m³）を含まず。



(単位：m³)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度予算
204,600	204,600	204,600	204,600
31,797,710	30,905,810	29,874,390	31,626,300
87,117	84,673	81,848	86,411
42.6%	41.4%	40.0%	42.2%
143,090	132,030	122,520	116,200
69.9%	64.5%	59.9%	56.8%
令和3年3月27日	令和4年1月12日	令和5年1月11日	令和6年1月
490,700	490,700	490,700	490,700
90,852,890	94,559,490	89,718,670	101,503,600
248,912	259,067	245,805	277,332
50.7%	52.8%	50.1%	56.5%
323,260	325,060	298,240	337,100
65.9%	66.2%	60.8%	68.7%
令和3年1月20日	令和4年2月15日	令和4年11月27日	令和5年12月
872,000	872,000	872,000	872,000
155,879,300	162,644,200	154,701,100	179,193,600
427,067	445,601	423,839	489,600
49.0%	51.1%	48.6%	56.1%
516,400	545,900	533,700	673,000
59.2%	62.6%	61.2%	77.2%
令和2年10月21日	令和4年1月30日	令和4年4月19日	令和5年12月
465,000	465,000	465,000	465,000
79,032,990	78,954,550	78,562,240	83,583,600
216,529	216,314	215,239	228,370
46.6%	46.5%	46.3%	49.1%
298,210	280,850	295,770	267,800
64.1%	60.4%	63.6%	57.6%
令和2年9月8日	令和3年8月17日	令和4年4月20日	令和5年12月
318,500	318,500	318,500	318,500
38,310,400	39,237,600	37,677,600	38,120,600
104,960	107,500	103,226	104,155
33.0%	33.8%	32.4%	32.7%
206,500	192,200	203,000	120,200
64.8%	60.3%	63.7%	37.7%
令和3年3月10日	令和4年2月8日	令和5年2月21日	令和6年1月
301,600	301,600	301,600	301,600
81,428,900	81,063,900	80,958,900	81,252,000
223,093	222,093	221,805	222,000
74.0%	73.6%	73.5%	73.6%
244,300	243,300	243,300	301,600
81.0%	80.7%	80.7%	100.0%
令和2年7月1日	令和3年7月1日	令和4年7月1日	令和5年7月
2,652,400	2,652,400	2,652,400	2,652,400
477,302,190	487,365,550	471,492,900	515,279,700
1,307,677	1,335,248	1,291,761	1,407,868
49.3%	50.3%	48.7%	53.1%
1,473,920	1,528,520	1,467,400	1,739,700
55.6%	57.6%	55.3%	65.6%
令和2年9月9日	令和4年2月9日	令和4年12月14日	令和5年7月



8 財 務

(1) 給水料金

① 基本原則

資金ベースによる原価算定

原価の算定にあたっては、事業費用のうち現金支出を伴わない減価償却費等は原価対象から控除し、資本的収支不足額を原価対象に含めるいわゆる資金ベースで行い、料金算定期間中の費用をその性質によって固定費と変動費に区分し、固定費は基本料金で、変動費は使用料金で回収する。

統一料金

水源を遠隔地に求め、かつ給水区域の包括性を持つ企業団方式の採用という水道行政の広域化の指向から、水系及び給水地点のいかんにかかわらず統一料金とする。

責任水量制

構成団体の配分水量に応じた設備投資を行ったことから、資本費を中心とした固定費の回収を、配分水量比で行うこととした経費の責任分担方式を採用した。

以上により、現行の給水料金は、配分水量比で設定した基本水量を基礎にした基本料金と、実際の使用水量に係る使用料金とで構成されている。

ただし、寒川事業（暫定事業）に係る給水料金については、別に定めている。

② 現行の給水料金

現行の給水料金は、平成31年1月議会定例会において消費税及び地方消費税の引き上げに伴う料金の改定が議決され、同年10月1日から適用されている。

現在までの給水料金及び基本料金の算定基礎となる基本水量等の推移については、次のとおりとなっている。

③ 給水料金の推移

ア 直営事業の給水料金

経緯 区分	創設料金	第1回料金改定	基本水量の改定		第2回料金改定	共有水量の設定	消費税の料金転嫁	基本水量の圧縮 及び超過使用料 金の設定	
			三保ダム一部取水	三保ダム全量取水					
議 会	昭和48年2月定例会	昭和50年8月臨時会	-	-	昭和55年10月定例会	-	平成元年7月臨時会	平成3年2月定例会	
議 決 日	昭和48年3月11日	昭和50年9月8日	-	-	昭和55年10月27日	-	平成元年7月25日	平成3年2月7日	
適 用 日	昭和49年4月1日	昭和51年4月1日	昭和53年7月1日	昭和54年4月1日	昭和56年4月1日	昭和60年4月1日	平成元年8月1日	平成3年4月1日	
料金算定期間等	昭和48~50年度 (3箇年間)	昭和51~52年度 (2箇年間)	昭和53~55年度 (3箇年間)		昭和56~58年度 (3箇年間)	-	-	-	
平均改定率	-	45.46%	-		12.37%	-	消費税3%の転嫁	-	
料 金	基本料金	37円/㎡	同 左		59円/㎡	同 左	59円/㎡×1.03	同 左	
	使用料金	3円/㎡	同 左		7円50銭/㎡	同 左	7円50銭/㎡ ×1.03	7円50銭(使用水量が1 日最大給水量を超えた ときは、超えた水量につ いては200円)/㎡×1.03	
基 本 水 量	神奈川県	169,200㎡/日	同 左	259,900㎡/日	378,200㎡/日	同 左	同 左	同 左	340,380㎡/日
	横浜市	251,900㎡/日	同 左	386,900㎡/日	562,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	506,520㎡/日
	川崎市	221,600㎡/日	同 左	340,400㎡/日	495,200㎡/日	同 左	445,200㎡/日	同 左	395,680㎡/日
	横須賀市	8,300㎡/日	同 左	12,800㎡/日	18,600㎡/日	同 左	同 左	同 左	16,740㎡/日
	計	651,000㎡/日	同 左	1,000,000㎡/日	1,454,800㎡/日	同 左	1,404,800㎡/日	同 左	1,259,320㎡/日
調整水量	-	-	-	-	-	-	-	-	
相互融通水量	-	-	-	-	-	-	-	195,480㎡/日(注2)	
受水者共有	-	-	-	-	-	50,000㎡/日	同 左	(50,000㎡/日)	
一 日 最 大 給 水 量 (注1)	適 用 日	昭和49年4月1日	-	昭和53年7月1日	昭和54年4月1日	-	昭和60年4月1日	-	-
	神奈川県	169,200㎡/日	同 左	259,900㎡/日	378,200㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	横浜市	251,900㎡/日	同 左	386,900㎡/日	562,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	川崎市	221,600㎡/日	同 左	340,400㎡/日	495,200㎡/日	同 左	445,200㎡/日	同 左	同 左
	横須賀市	8,300㎡/日	同 左	12,800㎡/日	18,600㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左
	受水者共有	-	-	-	-	-	50,000㎡/日	同 左	同 左
計	651,000㎡/日	同 左	1,000,000㎡/日	1,454,800㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左	

注1 1日最大給水量は、基本水量の基礎となる団体別配分量であり、1日を単位として供給できる水量の上限であって、実績水量ではない。

注2 平成3年度から平成10年度までの相互融通水量及び平成11年度から平成14年度までの調整水量は、受水者共有水量を含む。

注3 第4回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の基本料金の設定による総体的な平均改定率は△11.06%となる。

注4 平成18年度及び平成19年度における基本料金の一部免除について

平成18年度及び平成19年度に限り、各受水者の直営事業の給水料金(基本料金)について、次の①②の合計額を免除する。

①[定率免除額]免除前の基本料金の12.00%に相当する金額

②[定量免除額]1日当たり2,000㎡の基本水量に対する基本料金に相当する金額

なお、基本料金に換算すると「44円68銭/㎡×1.05」への引下げ(△12.39%の改定)に相当する。

注5 第5回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の給水料金の第1回改定による総体的な平均改定率は△12.69%となる。

注6 第6回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の給水料金の第2回改定による総体的な平均改定率は△3.2%となる。

注7 第7回料金改定及び寒川事業(暫定事業)の給水料金の第3回改定による総体的な平均改定率は△7.9%となる。

第3回料金改定	消費税率の改定		基本水量及び共有水量の改定 (相模川水系基本水量化及び調整水量設定)		基本水量の改定	第4回料金改定		第5回料金改定
平成4年9月定例会	平成9年2月定例会		-		平成13年2月定例会	平成15年1月定例会	同左	平成20年1月定例会
平成4年10月13日	平成9年2月12日		-		平成13年2月13日	平成15年2月3日	同左	平成20年2月18日
平成5年4月1日	平成9年4月1日		平成11年4月1日		平成13年4月1日	平成15年4月1日	平成18年4月1日	平成20年4月1日
平成5～8年度 (4箇年間)	-		平成11～12年度 (2箇年間)		平成13～14年度 (2箇年間)	平成15～19年度 (5箇年間)		平成20～24年度 (5箇年間)
13.21%	消費税及び地方消費税5%		-		-	△21.64%(注3)		△14.44%(注5)
67円/㎡×1.03	67円/㎡×1.05		同左		同左	51円/㎡×1.05	同左(一部免除(注4))	42円50銭/㎡×1.05
8円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.03	8円50銭(使用水量が1日最大給水量を超えたときは、超えた水量については200円)/㎡×1.05		同左		同左	10円/㎡×1.05	同左	10円80銭/㎡×1.05
同左	同左		388,960㎡/日		582,060㎡/日	612,700㎡/日	669,400㎡/日	同左
同左	同左		511,820㎡/日		704,230㎡/日	741,300㎡/日	784,500㎡/日	同左
同左	同左		372,020㎡/日		458,420㎡/日	503,600㎡/日	505,600㎡/日	同左
同左	同左		31,710㎡/日		59,090㎡/日	62,200㎡/日	72,800㎡/日	同左
同左	同左		1,304,510㎡/日		1,803,800㎡/日	1,919,800㎡/日	2,032,300㎡/日	同左
-	-		382,790㎡/日(注2)		116,000㎡/日(注2)	-	-	-
同左	同左		-		-	-	-	-
同左	同左		(20,000㎡/日)		同左	-	-	-
-	-	平成10年7月23日	平成11年4月1日	平成12年4月1日	-	-	平成18年4月1日	-
同左	同左	439,900㎡/日	495,500㎡/日	612,700㎡/日	同左	同左	669,400㎡/日	同左
同左	同左	609,700㎡/日	652,000㎡/日	741,300㎡/日	同左	同左	784,500㎡/日	同左
同左	同左	同左	479,400㎡/日	483,600㎡/日	同左	503,600㎡/日	505,600㎡/日	同左
同左	同左	30,000㎡/日	40,400㎡/日	62,200㎡/日	同左	同左	72,800㎡/日	同左
同左	同左	同左	20,000㎡/日	同左	同左	-	-	-
同左	同左	1,574,800㎡/日	1,687,300㎡/日	1,919,800㎡/日	同左	同左	2,032,300㎡/日	同左

(次ページへつづく)

ア 直営事業の給水料金（つづき）

経緯 区分	第6回料金改定	消費税率の改定	第7回料金改定	消費税率の改定	
	議 会	平成23年1月定例会	平成26年1月定例会	平成28年1月定例会	平成31年1月定例会
議 決 日	平成23年2月9日	平成26年2月12日	平成28年2月12日	平成31年2月1日	
適 用 日	平成23年4月1日	平成26年4月1日	平成28年4月1日	令和元年10月1日	
料金算定期間等	平成23～27年度 (5箇年間)	-	平成28～令和2年度 (5箇年間)	-	
平均改定率	△2.3%(注6)	消費税及び 地方消費税8%	△6.2%(注7)	消費税及び 地方消費税10%	
料 金	基本料金	40円50銭/㎡×1.05	40円50銭/㎡×1.08	36円80銭/㎡×1.08	36円80銭/㎡×1.10
	使用料金	12円50銭/㎡×1.05	12円50銭/㎡×1.08	14円/㎡×1.08	14円/㎡×1.10
基 本 水 量	神奈川県	同 左	同 左	同 左	同 左
	横浜市	同 左	同 左	同 左	同 左
	川崎市	同 左	同 左	同 左	同 左
	横須賀市	同 左	同 左	同 左	同 左
	計	同 左	同 左	同 左	同 左
調整水量	-	-	-	-	
相互融通水量	-	-	-	-	
受水者共有	-	-	-	-	
一 日 最 大 給 水 量 (注1)	適用日	-	-	-	-
	神奈川県	同 左	同 左	同 左	同 左
	横浜市	同 左	同 左	同 左	同 左
	川崎市	同 左	同 左	同 左	同 左
	横須賀市	同 左	同 左	同 左	同 左
	受水者共有	-	-	-	-
計	同 左	同 左	同 左	同 左	

イ 寒川事業（暫定事業）の給水料金

区 分	経 緯	寒川事業の実施に伴う 寒川事業使用料金の設定	寒川事業基本料金の設定	第 1 回料金改定	第 2 回料金改定	消費税率の改定	第 3 回料金改定	消費税率の改定
	議 決 日	議 決 会	平成13年 2 月定例会	平成15年 1 月定例会	平成20年 1 月定例会	平成23年 1 月定例会	平成26年 1 月定例会	平成28年 1 月定例会
適 用 日	議 決 日	平成13年 2 月13日	平成15年 2 月 3 日	平成20年 2 月18日	平成23年 2 月 9 日	平成26年 2 月12日	平成28年 2 月12日	平成31年 2 月 1 日
料 金 算 定 期 間	適 用 日	平成13年 4 月 1 日	平成15年 4 月 1 日	平成20年 4 月 1 日	平成23年 4 月 1 日	平成26年 4 月 1 日	平成28年 4 月 1 日	令和元年10月 1 日
平 均 改 定 率	料 金 算 定 期 間	-	平成15～19年度 (5 箇年間)	平成20～24年度 (5 箇年間)	平成23～27年度 (5 箇年間)	-	平成28～令和 2 年度 (5 箇年間)	-
料 金	平 均 改 定 率	-	-	0.81%	△10.1%	消費税及び 地方消費税 8 %	△19.6%	消費税及び 地方消費税10%
	基本料金	-	24円80銭/㎡×1.05	25円/㎡×1.05	22円30銭/㎡×1.05	22円30銭/㎡×1.08	17円30銭/㎡×1.08	17円30銭/㎡×1.10
	使用料金	神奈川県 17円30銭/㎡×1.05 横浜市及び横須賀市 17円50銭/㎡×1.05	同 左	同 左	同 左	神奈川県 17円30銭/㎡×1.08 横浜市及び横須賀市 17円50銭/㎡×1.08	神奈川県 19円60銭/㎡×1.08 横浜市及び横須賀市 19円50銭/㎡×1.08	神奈川県 19円60銭/㎡×1.10 横浜市及び横須賀市 19円50銭/㎡×1.10
基 本 水 量	神奈川県	-	318,500㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	横 浜 市	-	242,300㎡/日	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	横 須 賀 市	-	32,700㎡/日	同 左	37,300㎡/日	同 左	59,300㎡/日	同 左
	計	-	593,500㎡/日	同 左	598,100㎡/日	同 左	620,100㎡/日	同 左

(2) 損益計算書

項 目	年 度	平 成 28 年 度		平 成 29 年 度	
		決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率
1 営 業 収 益		38,729,740	100.0%	39,059,051	100.9%
(1) 給 水 収 益		38,666,302	100.0	38,984,251	100.8
(2) そ の 他 営 業 収 益		63,439	100.0	74,800	117.9
2 営 業 費 用		37,853,679	100.0	37,884,872	100.1
(1) 原 水 費		6,644,231	100.0	6,822,565	102.7
(2) 浄 水 費		6,254,097	100.0	6,410,606	102.5
(3) 送 水 費		932,250	100.0	1,031,581	110.7
(4) 業 務 費		578,936	100.0	576,817	99.6
(5) 総 係 費		924,138	100.0	1,112,084	120.3
(6) 議 会 及 び 監 査 費		14,711	100.0	14,850	100.9
(7) 減 価 償 却 費		21,022,890	100.0	21,237,901	101.0
(8) 資 産 減 耗 費		1,482,425	100.0	678,469	45.8
営 業 利 益 (△ 損 失)		876,061	100.0	1,174,179	134.0
3 営 業 外 収 益		4,194,053	100.0	4,132,258	98.5
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金		224	100.0	1,593	711.2
(2) 繰 入 金		86,000	100.0	46,000	53.5
(3) 長 期 前 受 金 戻 入		4,056,833	100.0	3,936,794	97.0
(4) 雑 収 益		50,996	100.0	147,871	290.0
4 営 業 外 費 用		4,074,062	100.0	3,560,248	87.4
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費		4,073,520	100.0	3,526,097	86.6
(2) 雑 支 出		542	100.0	34,151	6300.9
経 常 利 益 (△ 損 失)		996,052	100.0	1,746,189	175.3
5 特 別 利 益		0	—	0	—
(1) 固 定 資 産 売 却 益		0	—	0	—
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益		0	—	0	—
(3) そ の 他 特 別 利 益		0	—	0	—
6 特 別 損 失		0	—	0	—
(1) 臨 時 損 失		0	—	0	—
(2) そ の 他 特 別 損 失		0	—	0	—
当 年 度 純 利 益 (△ 純 損 失)		996,052	100.0	1,746,189	175.3
繰 越 利 益 剰 余 金 (△ 繰 越 欠 損 金)		5,663,173	100.0	5,229,321	92.3
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額		△1,429,904	100.0	△3,646,617	255.0
利 益 剰 余 金 (△ 欠 損 金)		5,229,321	100.0	3,328,893	63.7

注 決算額欄は、千円未満を四捨五入しているため、合計額は必ずしも一致しない。

(単位：千円)

平成 30 年度		令和 元 年 度		令和 2 年 度		令和 3 年 度	
決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率	決 算 額	すう勢比率
38,581,993	99.6%	38,662,801	99.8%	38,621,060	99.7%	38,856,924	100.3%
38,514,170	99.6	38,588,833	99.8	38,558,103	99.7	38,702,175	100.1
67,823	106.9	73,967	116.6	62,957	99.2	154,749	243.9
37,437,961	98.9	37,169,153	98.2	36,900,635	97.5	34,906,996	92.2
7,075,635	106.5	7,177,272	108.0	6,994,542	105.3	7,374,612	111.0
6,204,284	99.2	6,329,725	101.2	6,446,277	103.1	6,631,541	106.0
1,049,786	112.6	1,035,689	111.1	1,104,123	118.4	1,092,246	117.2
650,469	112.4	620,070	107.1	532,406	92.0	494,889	85.5
1,084,509	117.4	1,166,460	126.2	1,169,292	126.5	1,295,345	140.2
15,073	102.5	14,155	96.2	13,920	94.6	13,730	93.3
20,932,416	99.6	20,396,430	97.0	20,077,867	95.5	17,188,797	81.8
425,790	28.7	429,351	29.0	562,208	37.9	815,835	55.0
1,144,031	130.6	1,493,647	170.5	1,720,425	196.4	3,949,928	450.9
3,988,725	95.1	3,946,209	94.1	3,849,789	91.8	3,747,310	89.3
1,648	735.7	1,573	702.2	819	365.6	806	359.8
21,000	24.4	3,000	3.5	0	—	0	—
3,905,125	96.3	3,861,217	95.2	3,786,741	93.3	3,686,377	90.9
60,953	119.5	80,419	157.7	62,229	122.0	60,127	117.9
3,012,312	73.9	2,612,267	64.1	2,048,748	50.3	1,659,981	40.7
3,011,583	73.9	2,610,776	64.1	2,047,813	50.3	1,659,364	40.7
728	134.3	1,490	274.9	936	172.7	618	114.0
2,120,445	212.9	2,827,590	283.9	3,521,466	353.5	6,037,256	606.1
135,398	—	73,454	—	22,959	—	0	—
0	—	0	—	0	—	0	—
0	—	0	—	0	—	0	—
135,398	—	73,454	—	22,959	—	0	—
372,795	—	0	—	0	—	0	—
0	—	0	—	0	—	0	—
372,795	—	0	—	0	—	0	—
1,883,049	189.1	2,901,043	291.3	3,544,425	355.8	6,037,256	606.1
3,328,893	58.8	3,629,238	64.1	4,784,092	84.5	6,445,468	113.8
△1,582,704	110.7	△1,746,189	122.1	△1,883,049	131.7	△1,450,522	101.4
3,629,238	69.4	4,784,092	91.5	6,445,468	123.3	11,032,203	211.0

(3) 貸借対照表

(単位：千円)

年 度 項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 固 定 資 産	514,744,067	498,484,035	482,197,559	466,830,251	454,471,526	442,825,979
(1) 有形固定資産	288,461,127	281,056,221	273,659,871	267,147,689	263,644,090	258,355,725
(2) 無形固定資産	225,847,940	216,992,814	208,137,688	199,282,562	190,427,436	184,070,254
(3) 投 資	435,000	435,000	400,000	400,000	400,000	400,000
2 流 動 資 産	17,204,517	17,089,122	16,957,363	18,058,278	22,367,600	22,320,067
(1) 現金・預金	13,362,326	13,172,675	13,070,812	13,919,354	18,361,232	17,886,913
(2) 未 収 金	3,724,118	3,758,198	3,720,187	3,780,587	3,859,927	3,867,341
(3) 貯 蔵 品	109,840	113,018	113,018	113,018	113,018	113,018
(4) 前 払 金	8,233	45,231	53,346	245,319	33,423	452,795
(5) その他流動資産	0	0	0	0	0	0
資 産 合 計	531,948,584	515,573,157	499,154,922	484,888,530	476,839,126	465,146,046
3 固 定 負 債	131,635,111	117,654,084	103,805,512	91,254,474	80,654,127	69,048,069
(1) 企 業 債	128,959,183	114,815,577	100,952,751	88,349,440	77,747,222	66,006,378
(2) 引 当 金	2,675,928	2,838,507	2,852,761	2,905,034	2,906,905	3,041,691
4 流 動 負 債	24,034,054	23,050,760	21,869,489	20,657,864	23,332,428	20,821,914
(1) 企 業 債	17,863,057	17,320,606	16,612,826	15,383,311	15,194,718	14,140,844
(2) 未 払 金	5,859,298	5,408,854	4,921,286	4,746,754	7,675,014	6,230,045
(3) 未 払 費 用	0	0	0	98,573	82,913	68,329
(4) 預 り 金	116,700	118,531	116,091	119,405	118,817	125,003
(5) 預り有価証券	0	0	0	0	0	0
(6) 引 当 金	194,999	202,769	219,286	309,821	260,966	257,694
5 繰 延 収 益	122,454,847	118,532,552	114,765,110	111,089,338	107,421,293	103,807,528
(1) 長期前受金	218,142,052	217,843,051	217,765,339	217,848,042	217,803,853	217,484,667
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 95,687,205	△ 99,310,500	△ 103,000,229	△ 106,758,704	△ 110,382,561	△ 113,677,139
負 債 合 計	278,124,011	259,237,396	240,440,111	223,001,676	211,407,848	193,677,511
6 資 本 金	244,416,910	248,828,528	250,907,231	252,924,420	254,807,469	256,257,991
7 剰 余 金	9,407,662	7,507,234	7,807,579	8,962,433	10,623,809	15,210,544
(1) 資本剰余金	4,178,341	4,178,341	4,178,341	4,178,341	4,178,341	4,178,341
(2) 利益剰余金(△欠損金)	5,229,321	3,328,893	3,629,238	4,784,092	6,445,468	11,032,203
資 本 合 計	253,824,573	256,335,762	258,714,810	261,886,854	265,431,278	271,468,535
負 債 資 本 合 計	531,948,584	515,573,157	499,154,922	484,888,530	476,839,126	465,146,046

注 金額欄は、千円未満を四捨五入しているため、合計額は必ずしも一致しない。

(4) 財務分析比率表

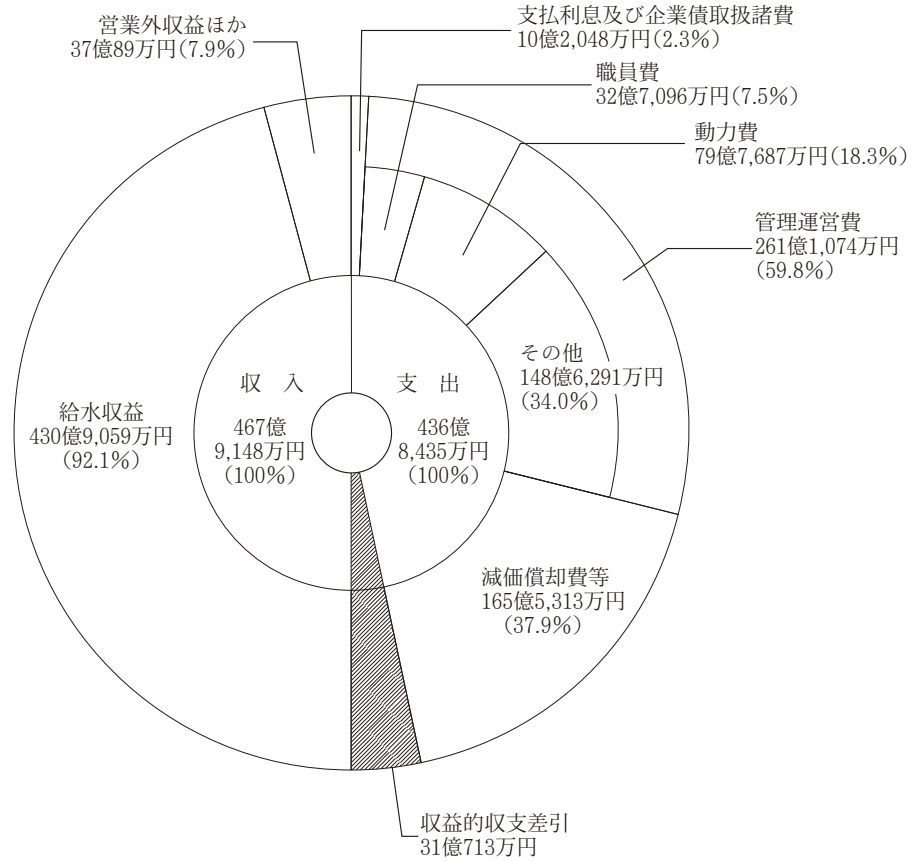
分析項目		比 率						算 式
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
施設効 率	施設利用率 (%)	50.1	52.3	49.0	48.9	49.3	50.3	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
	最大稼働率 (%)	57.2	63.6	57.8	62.4	55.6	57.6	$\frac{1 \text{ 日最大給水量}}{1 \text{ 日給水能力}} \times 100$
	負荷率 (%)	87.6	82.3	84.8	78.3	88.7	87.4	$\frac{1 \text{ 日平均給水量}}{1 \text{ 日最大給水量}} \times 100$
	固定資産使用効率 (m ³ /万円)	16.9	18.2	17.7	18.1	18.5	19.3	$\frac{\text{年間給水量}}{\text{建設仮勘定を除く有形固定資産}} \times 10,000$
経済 性	総資本利益率 (%)	0.2	0.3	0.4	0.6	0.7	1.3	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均総資本}} \times 100$
	総収支比率 (%)	102.4	104.2	104.6	107.3	109.1	116.5	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
安 全 性	流動比率 (%)	71.6	74.1	77.5	87.4	95.9	107.2	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	当座比率 (酸性試験比率) (%)	71.1	73.5	76.8	85.7	95.2	104.5	$\frac{\text{現金預金} + \text{未収金} + \text{有価証券}}{\text{流動負債}} \times 100$
	固定比率 (%)	136.8	133.0	129.1	125.2	121.9	118.0	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$
	自己資本構成比率 (%)	70.7	72.7	74.8	76.9	78.2	80.7	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{総資本 (資本} + \text{負債)}} \times 100$
	固定負債構成比率 (%)	24.7	22.8	20.8	18.8	16.9	14.8	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資本 (資本} + \text{負債)}} \times 100$
そ の 他	固定資産構成比率 (%)	96.8	96.7	96.6	96.3	95.3	95.2	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}} \times 100$
	利子負担率 (%)	2.8	2.7	2.6	2.5	2.2	2.1	$\frac{\text{支払利息} + \text{建設利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{建設改良に充てるための企業債} + \text{長期借入金} + \text{その他の企業債} + \text{長期借入金}} \times 100$
	供給単価 (円)	79.71	76.94	81.17	81.33	80.78	79.41	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間有収水量}}$
	給水原価 (円)	78.07	74.03	77.02	75.71	73.67	67.47	$\frac{\text{総費用} - \text{特別損失} - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間有収水量}}$

(5) 令和5年度予算の概要

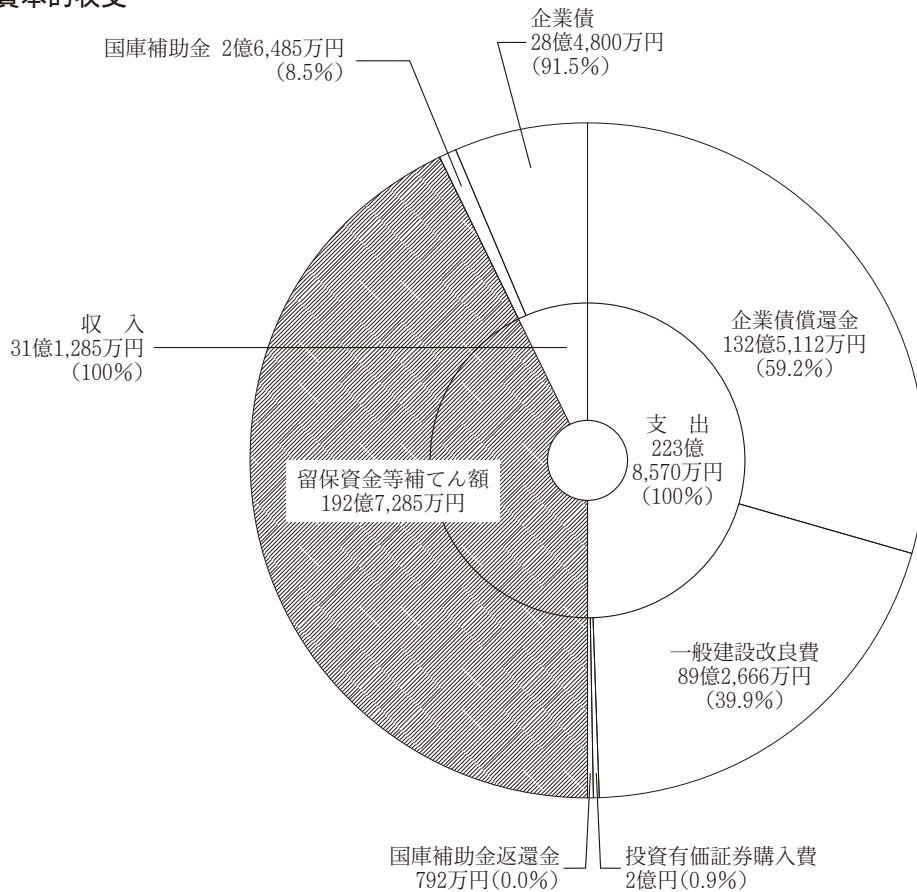
区 分		予 算 額	備 考
損	用水供給事業収益	46,791,481千円	
	営 業 収 益	43,162,767	年間総供給水量 515,279,700m ³ 給水収益 43,090,593千円 供給単価 83円63銭 (76円02銭) その他営業収益 72,174千円
	営 業 外 収 益	3,628,714	長期前受金戻入 3,568,394千円 その他 60,320
	用水供給事業費用	43,684,348	給水原価 84円78銭 (78円65銭)
益	営 業 費 用	41,299,125	職員費 3,270,964千円 動力費 7,976,868 委託料 5,012,676 うち寒川事業委託料 2,564,736 修繕費 2,309,388 負担金及び交付金 1,769,214 ダム管理費 2,335,798 減価償却費等 16,553,130 その他 2,071,087
	営 業 外 費 用	2,385,223	支払利息及び企業債取扱諸費 1,020,477千円 その他 1,364,746
	収 支 差 引	3,107,133	消費税及び地方消費税資本的収支調整額等 768,837千円 同控除後の損益 2,338,296
	用水供給事業資本的収入	3,112,854	
資	企 業 債	2,848,000	施設更新等整備事業充当 2,848,000千円
	補 助 金	264,854	施設耐震化事業充当 259,285千円 IoT活用推進モデル事業充当 5,569
	用水供給事業資本的支出	22,385,697	
	一 般 建 設 改 良 費	8,926,658	
本	投 資 有 価 証 券 購 入 費	200,000	
	企 業 債 償 還 金	13,251,116	
	国 庫 補 助 金 返 還 金	7,923	国庫補助金消費税相当額返還金
	収 支 差 引	△19,272,843	
前年度末資金過不足額		8,608,445	
当年度資金発生額		△3,186,974	
累積資金過不足額		5,421,471	

注 供給単価及び給水原価の()内金額は、消費税及び地方消費税控除後の額

収益的収支



資本的収支



注 計数については、1万円未満を調整のうえ表示している。

(6) 一般会計からの繰出金

一般会計からの繰出金は、地方公営企業の経営の健全化の促進と経営基盤の強化を目的として実施されている制度である。

当企業団では、構成団体との協議を経て、主に創設事業及び相模川水系建設事業（第1期）の国庫補助対象事業に対して繰出金を受けてきた。これまでの繰出金の受入状況は、下表のとおりである。

相模川水系建設事業（第1期）の対象企業債の償還が令和元年度をもって終了したことから、創設事業を含めた従前の建設事業に伴う繰出金の受入れは終了した。

現在は、総務省の地方公営企業繰出金通知に示されている事項のうち、耐震化事業に要する経費及び地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費について要望を行っている。令和4年度においては、令和5年度要望額として、耐震化事業の経費に1億3,100万円、児童手当の経費に1,540.4万円を要望したが、実現に至らなかった。

なお、平成26年度に「がんばる地域交付金（地域活性化・効果実感臨時交付金）」が創設され、これに伴い構成団体の一般会計から繰出しを受けた。その内訳は、平成26年度は横須賀市から交付金176.7万円、平成27年度に交付金相当額として横浜市から906.3万円、川崎市から389.4万円である。

他方で、平成26年度には、宮ヶ瀬ダム建設事業費の精算還付に伴い、還付金のうち繰出金相当額（神奈川県2,500万円、横浜市1,900万円、川崎市100万円、横須賀市500万円）を返還している。

繰出金執行状況

(単位：千円)

区 分		年 度		令和元年度まで	令和2年度～ 令和4年度	累 計	令和5年度 (当初予算額)
建設時繰出	内 訳	建設時繰出額(1)		113,590,000	0	113,590,000	0
		神奈川県	50.4%	57,261,000	0	57,261,000	0
		横浜市	38.4%	43,626,000	0	43,626,000	0
		川崎市	1.8%	2,034,000	0	2,034,000	0
		横須賀市	9.4%	10,669,000	0	10,669,000	0
		うち三浦市	24.508%	2,611,000	0	2,611,000	0
償還金	内 訳	元 金 分		7,636,000	0	7,636,000	0
		神奈川県	50.4%	3,855,000	0	3,855,000	0
		横浜市	38.4%	2,935,000	0	2,935,000	0
		川崎市	1.8%	133,000	0	133,000	0
		横須賀市	9.4%	713,000	0	713,000	0
		うち三浦市	24.508%	176,000	0	176,000	0
繰出定	内 訳	利 息 分 (2)		18,880,000	0	18,880,000	0
		神奈川県	50.4%	9,522,000	0	9,522,000	0
		横浜市	38.4%	7,253,000	0	7,253,000	0
		川崎市	1.8%	335,000	0	335,000	0
		横須賀市	9.4%	1,770,000	0	1,770,000	0
		うち三浦市	24.508%	434,000	0	434,000	0

区 分		年 度		令和元年度まで	令和2年度～ 令和4年度	累 計	令和5年度 (当初予算額)	
償 模 本 還 金 定 創 設 本 出 定	相 模 本	元 金 分		29,049,000	0	29,049,000	0	
		内 訳	神 奈 川 県	50.4%	14,654,000	0	14,654,000	0
			横 浜 市	38.4%	11,164,000	0	11,164,000	0
			川 崎 市	1.8%	511,000	0	511,000	0
			横 須 賀 市	9.4%	2,720,000	0	2,720,000	0
			う ち 三 浦 市	24.508%	665,000	0	665,000	0
	利 息 分		15,295,000	0	15,295,000	0		
	勘 定	内 訳	神 奈 川 県	50.4%	7,723,000	0	7,723,000	0
			横 浜 市	38.4%	5,882,000	0	5,882,000	0
			川 崎 市	1.8%	261,000	0	261,000	0
			横 須 賀 市	9.4%	1,429,000	0	1,429,000	0
			う ち 三 浦 市	24.508%	350,000	0	350,000	0
		元 金 分		25,193,000	0	25,193,000	0	
	創 設 本 出 定	内 訳	神 奈 川 県	25.99%	6,549,000	0	6,549,000	0
			横 浜 市	38.69%	9,750,000	0	9,750,000	0
			川 崎 市	34.04%	8,582,000	0	8,582,000	0
			横 須 賀 市	1.28%	312,000	0	312,000	0
		利 息 分		13,693,000	0	13,693,000	0	
		勘 定	内 訳	神 奈 川 県	25.99%	3,560,000	0	3,560,000
	横 浜 市			38.69%	5,300,000	0	5,300,000	0
川 崎 市	34.04%			4,666,000	0	4,666,000	0	
横 須 賀 市	1.28%			167,000	0	167,000	0	
相模川水系建設事業充当額(1)+(2)				132,470,000	0	132,470,000	0	
総 合 計				223,336,000	0	223,336,000	0	
内 訳 合 計	神 奈 川 県		103,124,000	0	103,124,000	0		
	横 浜 市		85,910,000	0	85,910,000	0		
	川 崎 市		16,522,000	0	16,522,000	0		
	横 須 賀 市		17,780,000	0	17,780,000	0		
	う ち 三 浦 市		4,236,000	0	4,236,000	0		

9 施設概要

(1) 貯水施設

ア 三保ダム

酒匂川は、神奈川県西部に位置し、その源を富士山ろくに発し、西丹沢山塊の水を集めながら小田原市において相模湾にそそぐ、延長46km、流域面積582km²の県下では2番目に大きい河川である。

三保ダムは、この酒匂川の支川河内川の山北町神尾田地先に築造した高さ95m、総貯水量6,490万m³、有効貯水量5,450万m³の多目的ダムであり、このダムは洪水調節を行い（ダム地点における計画高水のピーク流量2,100m³/秒のうち850m³/秒を調節）、下流の取水地点において日量180万9,500m³（小田原市分24万5,200m³を含む。）の水道用水を取水するとともに、ダムの放流水を利用して発電を行い（最大出力7,000kW）、エネルギーの有効利用を図っている。

工事は河川管理者である神奈川県知事に全面的に委ねて実施され、建設費は約824億円、工期は昭和46年度から昭和53年度までであり、企業団は建設費のうち約717億円を負担した。

なお、企業団のほか、治水（県）・発電が約107億円を負担している。

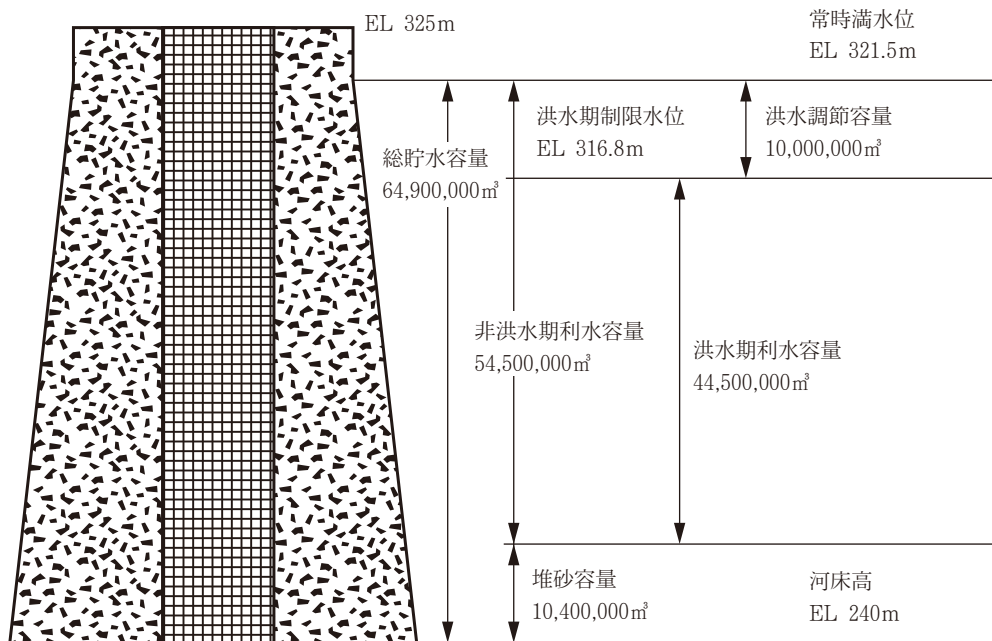
三保ダム平面図



三保ダム諸元

ダ ム		貯 水 池	
位 置：左 岸	神奈川県足柄上郡山北町神尾田尾崎	集 水 面 積	158.5km ²
右 岸	神奈川県足柄上郡山北町字田ノ入向	湛 水 面 積	2.18km ²
型 式	土質遮水壁型ロックフィルダム	総 貯 水 容 量	6,490万m ³
堤 高	95m	有 効 貯 水 容 量	5,450万m ³
堤 頂 長	587.7m	常 時 満 水 位	EL 321.5m
堤 体 積	581万6,000m ³	洪水期制限水位	EL 316.8m
非越流部標高	EL 325m	洪水期制限水位 (6 / 15 ~ 10 / 15)	EL 316.8m
		放 流 設 備	
		洪 水 吐	一式
		計 画 高 水 流 量	2,100m ³ /s

三保ダム容量配分図



イ 宮ヶ瀬ダム

宮ヶ瀬ダムは、建設省（現国土交通省）が直轄事業として相模川水系中津川に建設した多目的ダムで、その目的は、相模川本川及び中津川の洪水調節（ダム地点の計画高水量1,700m³/秒のうち、1,600m³/秒を調節）、流水の正常な機能の維持、水道用水の取水（1日最大130万m³）、発電（最大出力25,400kW）である。

建設費は約3,993億円、工期は昭和46年度から平成12年度までであり、平成13年度から本格運用を行っている。

企業団は、昭和53年12月に決定された「宮ヶ瀬ダムの建設に関する基本計画」において、ダム使用权（水道用水の取水を可能とするダムの貯留量を確保する権利）の設定予定者となったことに伴い、建設費の62.0%（消費税等を含めて2,484億912万余円）を負担した。ダム使用权は、平成13年4月1日に設定されている。

なお、治水は36.9%、発電は1.1%の負担割合であった。

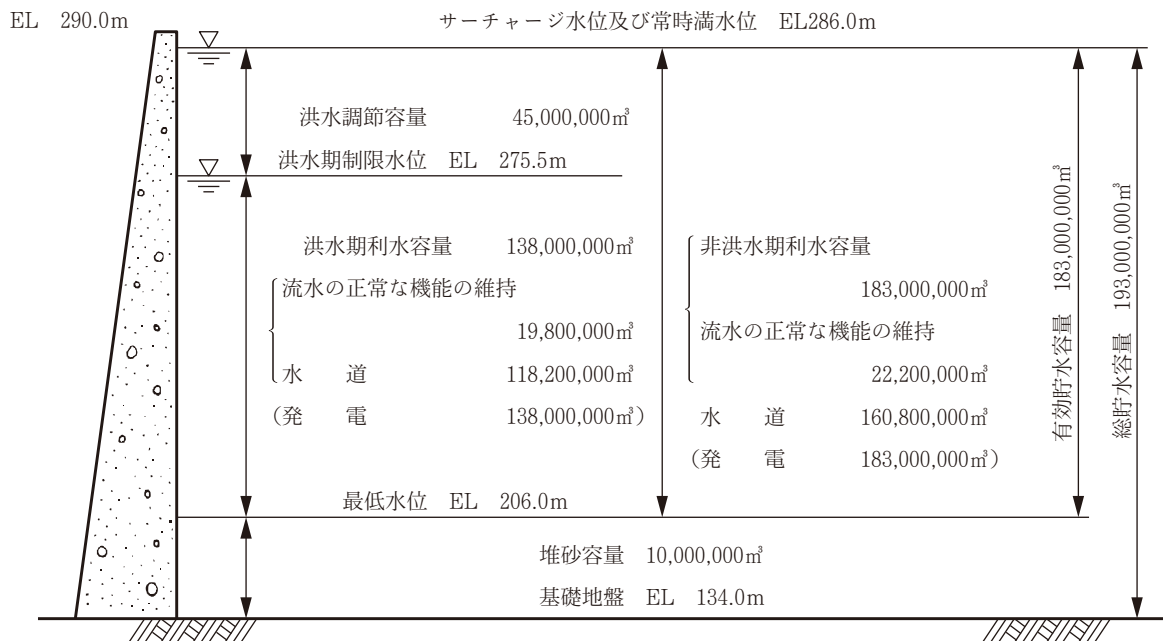
宮ヶ瀬ダム平面図



宮ヶ瀬ダム の 諸元

ダ ム		貯 水 池	
位 置：左 岸	神奈川県相模原市緑区青山地先	集 水 面 積	213.9km ² (導水流域112.5km ²)
	神奈川県愛甲郡愛川町半原地先	湛 水 面 積	4.6km ²
右 岸	神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬地先	総 貯 水 容 量	1 億9,300万m ³
	神奈川県愛甲郡愛川町半原地先	有 効 貯 水 容 量	1 億8,300万m ³
型 式	重力式コンクリートダム	常 時 満 水 位	EL 286.0m
堤 高	156m	サーチャージ水位	EL 286.0m
堤 頂 長	約375m	設 計 洪 水 位	EL 288.5m
堤 体 積	約200万m ³	洪水期制限水位	EL 275.5m
非越流部標高	EL 290.0m	放 流 設 備	
		常用洪水吐	一式
		低水放流施設	選択取水設備
		計画高水流量	1,700m ³ /s

宮ヶ瀬ダム容量配分図



(2) 取水・導水施設

ア 飯泉取水堰、沈砂池

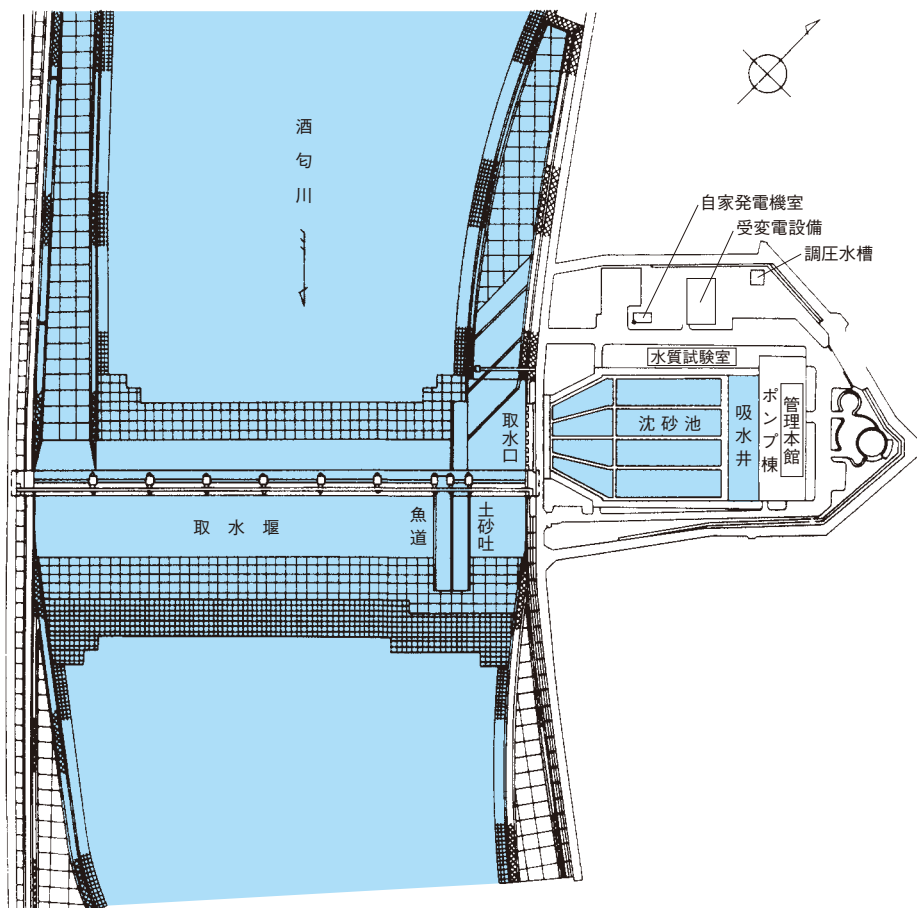
飯泉取水堰は、酒匂川の河口から約2.3kmの地点に設置したもので、左岸の取水口から1日最大156万4,300 m³の原水を取水する。この堰にはアユ等の魚類がそ上・降下できるよう魚道を設置している。

また、沈砂池は、酒匂川から取水した原水中に含まれる砂等を除去するために造られた施設である。

施設概要

施設	所在地	内容	備考
取水堰	(左岸) 小田原市中新田字押河原 (右岸) 小田原市扇町	型式 可動堰 堰高 5.4m (基礎面よりゲート天端まで) 堰長 342.5m 放流施設 洪水吐 純径間34.0m×扉高3.4m、ローラゲート1門 34.0m×扉高2.4m、ローラゲート5門 36.0m×扉高1.7m、転倒ゲート2門 土砂吐 10.0m×扉高3.4m、 フラップゲート付ローラゲート1門 魚道 プール式	
取水口	小田原市中新田字押河原	長さ17.5m×幅43.2m、流入水深1.0m 8門	取水位TP+8.4m
沈砂池	小田原市中新田字押河原	長さ111.0m×幅19.5m、有効水深4.0m 4槽	

飯泉取水施設平面図



イ 導 水 路

導水施設の基点は、小田原市飯泉の取水施設に隣接して築造した飯泉ポンプ場であり、ここから小田原市東部の上曾我にある曾我接合井との間に、内径3,100mmの導水管(延長約4.7km)を布設し、日量156万4,300㎡の原水を6,500kWのポンプ4台で揚水する。

曾我接合井から先は、丹沢山塊の南ろくを通して相模川の右岸に至る延長約30kmの区間に、高さ、幅共に3.8m、勾配1,500分の1の導水トンネルを築造し、相模川を延長830mの鋼製水路橋で横断したのち左岸相模原市南区当麻に築造した相模原ポンプ場に到達する。相模原ポンプ場から出力4,600kWのポンプ4台で再度揚水を行って相模原浄水場、西長沢浄水場へ導水するが、この間、相模原市南区下溝の相模原分水池(相模原浄水場内)までは、内径2,800mmの導水管(延長約3.5km)を、更に相模原分水池から淵野辺接合井までは、内径2,600mmの導水管(延長約4.2km)を布設し、その先は、川崎市上下水道局の導水トンネルの余裕断面を使用して川崎市北部の西長沢浄水場に至るものである。なお、導水トンネルの途中の伊勢原市日向にポンプ所を設け、出力650kWのポンプ4台により伊勢原浄水場に揚水している。

施設概要

施 設	所 在 地	内 容	備 考
導 水 ト ン ネ ル	小田原市上曾我(曾我接合井) ～厚木市上依知	①幅、高さ共3.8m 馬蹄型コンクリート造り ②円形無圧トンネル 内径4,000mm鋼管 合計延長29,889m	秦野、中津川サイフォンを含む
横道活性炭注入施設	足柄上郡大井町	貯蔵槽65㎡ 2槽 定量供給機 6～240kg/h 2台	導水トンネル内に注入
水 路 橋	厚木市上依知～ 相模原市南区当麻(相模原ポンプ場)	幅3.4m×高さ3.8m 鋼製箱桁型 延長873m	左右岸連絡水路(43m)含む
導 水 管	飯泉ポンプ場～曾我接合井	内径3,100mm 鋼管 延長4,731m	
	相模原ポンプ場～相模原分水池	内径2,800mm 鋼管 延長3,464m	
	相模原分水池～淵野辺接合井	内径2,600mm 鋼管 延長4,143m	
	横浜市水道局相模湖系導水管～ 相模原浄水場排水処理施設	内径800mm ダクタイル鋳鉄管 延長116m	緊急時連絡管
接合井 及び 分水池	淵野辺接合井	相模原市中央区淵野辺本町	容量3,000㎡ 鉄筋コンクリート造り 1池
	相模原分水池	相模原市南区下溝(相模原浄水場内)	容量2,920㎡ 鉄筋コンクリート造り 1池
導 水 ポンプ	飯 泉	小田原市飯泉	出力6,500kW/台 4台
	相 模 原	相模原市南区当麻	出力4,600kW/台 4台
	伊 勢 原	伊勢原市日向(伊勢原浄水場内)	出力 650kW/台 4台

ウ 相模大堰、社家ポンプ場

相模大堰は、相模川の河口から12.0kmの地点に設置したもので、左岸の取水口から1日最大62万1,000 m^3 （相模川水系建設事業〈第1期〉）の原水を取水する。この堰にはアユ等の魚類が自由に川を遡上・降下できるように左右岸に魚道を設置している。

また、沈砂池は、相模川から取水した原水中に含まれる砂等を除去するために造られた施設である。

導水施設は、取水施設に隣接する社家ポンプ場と綾瀬浄水場系及び伊勢原浄水場系の2系統の導水管がある。

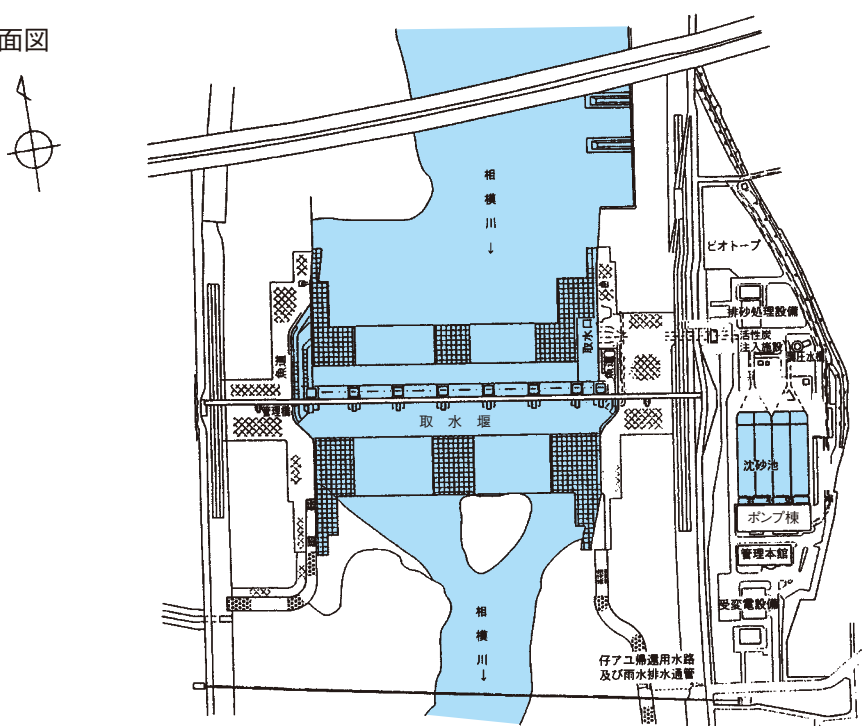
社家ポンプ場は綾瀬浄水場系の1,500kWのポンプ4台と伊勢原浄水場系の1,300kW及び1,400kWのポンプがそれぞれ2台あり、綾瀬浄水場系は綾瀬市吉岡にある綾瀬浄水場へ日量50万 m^3 の原水を導水し、伊勢原浄水場系は伊勢原市日向にある伊勢原浄水場内の伊勢原接合井へ日量40万5,000 m^3 の原水を導水することができる。

導水管は綾瀬浄水場系の内径2,600mmの導水管（延長約5.1km）と、伊勢原浄水場系の内径1,650mmの導水管（延長約9.0km）である。

施設概要

施設	所在地	内容	備考
相模大堰	(左岸) 海老名市社家 (右岸) 厚木市岡田	型式 可動堰 堰長495m（可動部 293.5m）堰高2.75m ゲート形式 シェル構造ローラゲート 洪水吐ゲート 純径間42.0m×扉高2.75m 4門 調節ゲート 純径間40.0m×扉高2.75m 2門 土砂吐ゲート 純径間21.0m×扉高3.25m 1門 （うち、調節、土砂吐ゲートは起伏ゲート付シェル構造ローラゲート） 左右岸魚道（主魚道、副魚道、呼び水水路）	
取水口	海老名市社家	幅4.5m×4門 流入水深1.5m	取水位TP+10.0m
沈砂池	海老名市社家	有効長70.0m×幅17.5m×有効水深3.5m 4連	
導水ポンプ	海老名市社家	綾瀬方面 出力1,500kW/台 4台 伊勢原方面 出力1,300kW/台 2台 出力1,400kW/台 2台	
導水管	社家ポンプ場～綾瀬浄水場	内径2,600mm、鋼管 延長5,107m	
	社家ポンプ場～伊勢原浄水場	内径1,650mm、鋼管及びダクトイル铸铁管 延長8,985m	

相模取水施設平面図



(3) 浄水施設

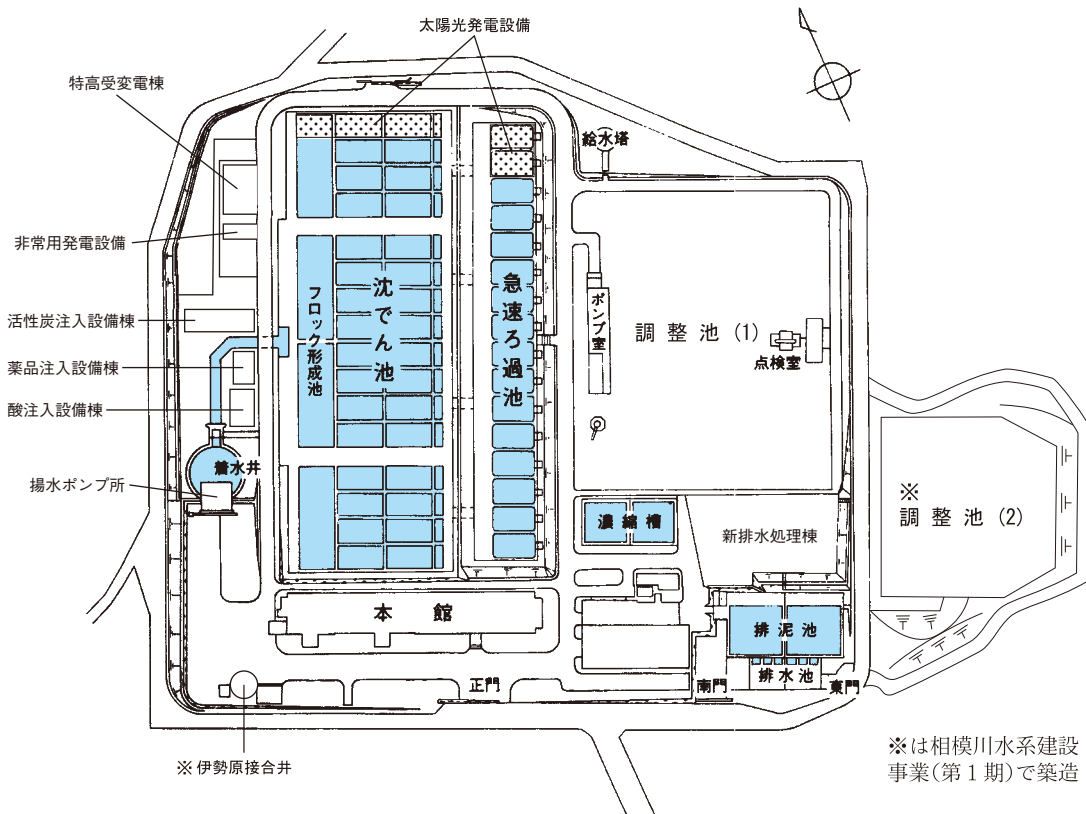
ア 伊勢原浄水場

所在地 神奈川県伊勢原市日向1297番地
敷地面積 73,816㎡
施設能力 220,000㎥/日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	内径20.0m×有効水深5.0m、有効容量1,100㎥	1池	HWL + 117.0m
沈でん池	長さ40.7m×幅40.7m×深さ5.5m 1池当たり処理能力 55,000㎥/日 横流式傾斜板沈でん池	4池	
急速ろ過池	長さ16.6m×幅10.0m×深さ3.93m 重力式 ろ過面積137㎡/池、ろ過速度120m/日 1池当たり処理能力 16,400㎥/日	16池	
本館	管理室、事務室、機械電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、地下1階地上3階4,515㎡	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機、排水槽、放流水設備、排水処理棟	1式	
伊勢原接合井	内径10.4m×深さ56.2m 地下7階 ※相模川水系建設事業(第1期)で築造	1池	HWL + 65.25m LWL + 62.14m

伊勢原浄水場平面図



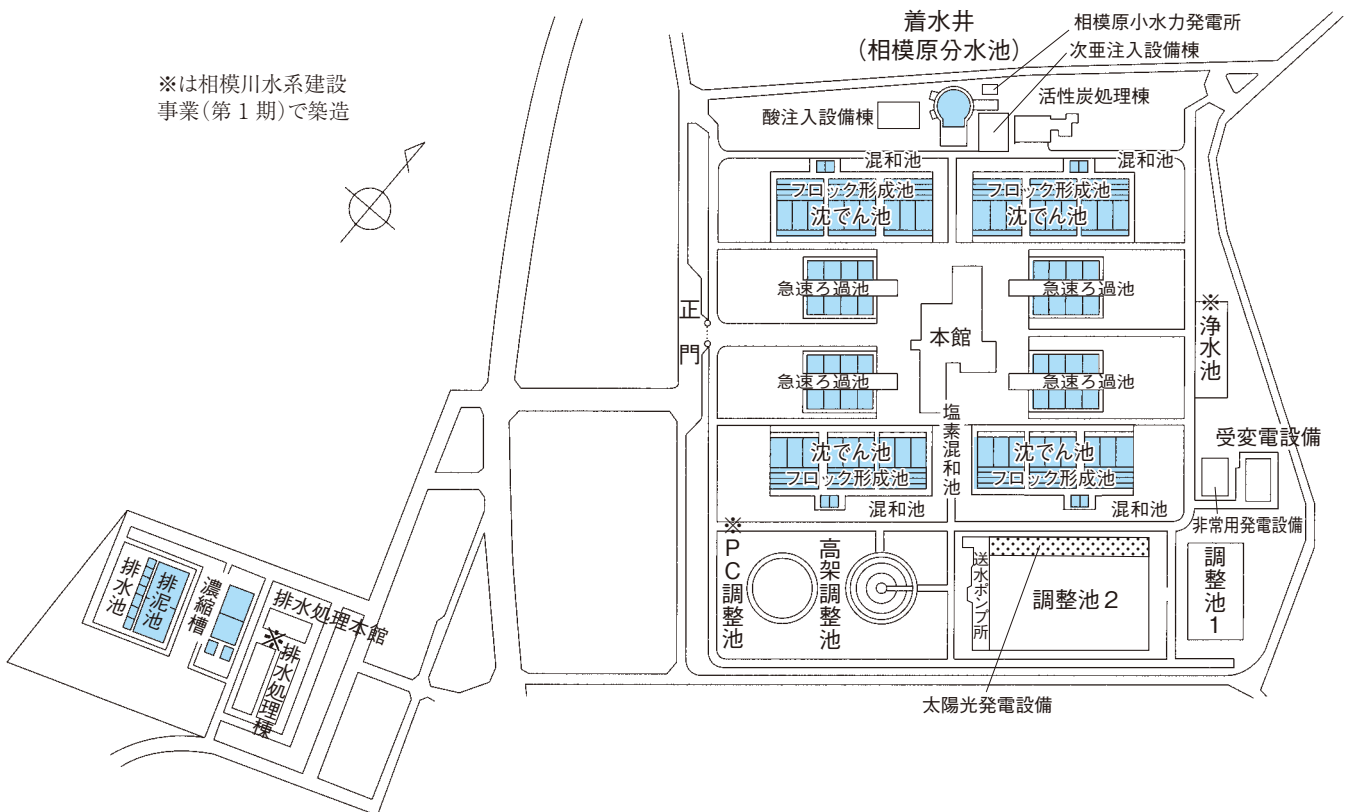
イ 相模原浄水場

所在地 神奈川県相模原市南区下溝2714番地
 敷地面積 229,402㎡
 施設能力 527,600㎡/日※

施設概要 (※は相模川水系建設事業(第1期)増強完了後の仕様)

施設	形状寸法	数量	備考
着水井 (相模原分水池)	内径20.0m×有効水深9.3m、有効容量2,920㎡	1池	HWL + 110.3m
沈でん池	長さ25.5m×幅34.6m×深さ5.4m 1池当たり処理能力 44,000㎡/日※ 横流式傾斜板沈でん池	12池	
急速ろ過池	長さ14.7m×幅11.8m×深さ3.85m 重力式 ろ過面積144㎡/池、ろ過速度130.9m/日※ 1池当たり処理能力 18,850㎡/日※	32池	
浄水池	長さ91.64m×幅49.62m×有効水深5.5m、有効容量23,000㎡ (相模川水系建設事業(第1期)で築造)	1池	HWL + 103.0m LWL + 97.5m
本館	管理室、事務室、機械電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、次亜注入機室、 薬品注入機室、地下1階地上4階9,496㎡	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機※、排水処理棟※	1式	

相模原浄水場平面図



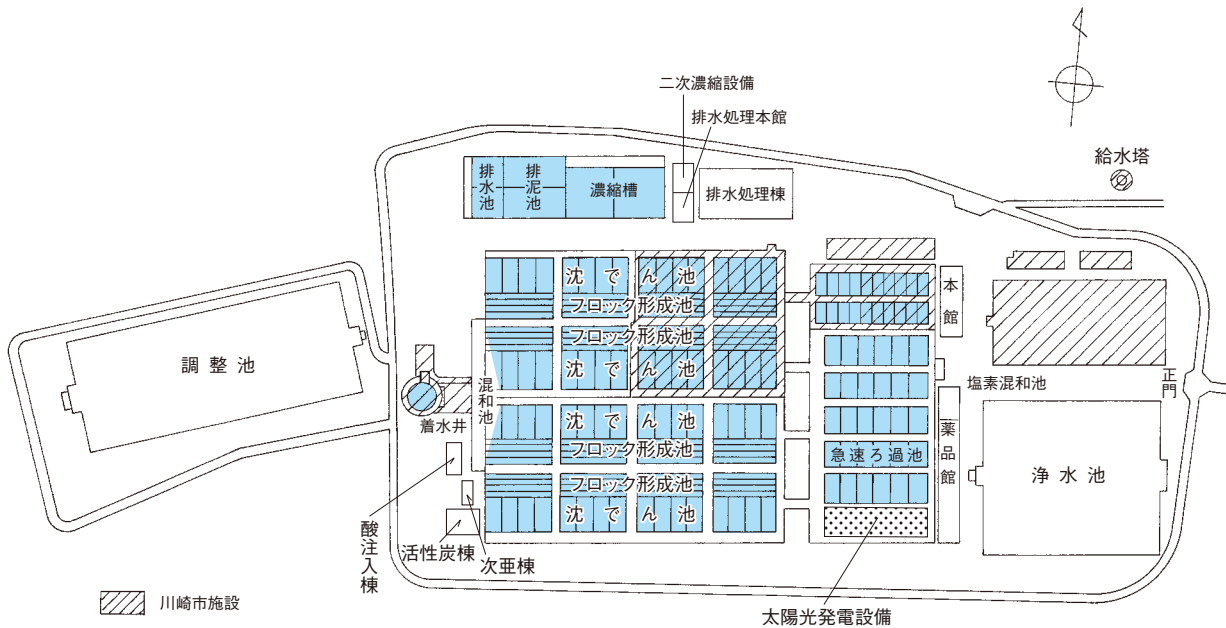
ウ 西長沢浄水場

所在地 神奈川県川崎市宮前区潮見台4番1号
 敷地面積 125,906㎡
 施設能力 937,700㎥/日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	内径20.0m×有効水深9.25m、有効容量2,900㎥	1池	川崎市施設 HWL + 90.0m
沈でん池	長さ25.0m×幅40.9m×深さ5.2m 1池当たり処理能力 78,140㎥/日 横流式傾斜板沈でん池	12池	
急速ろ過池	長さ17.4m×幅11.6m×深さ6.55m 重力式（自己逆流洗浄型） ろ過面積151㎡/池、ろ過速度177m/日 1池当たり処理能力 26,700㎥/日	36池	
浄水池	長さ107.2m×幅95.4m×有効水深5.0m、有効容量50,000㎥	1池	HWL + 83.4m LWL + 78.4m
本館	管理室、事務室、機械電気室、地下1階地上2階2,179㎡	1棟	
薬品館	自家発電機室、水質試験室	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、二次濃縮設備、ろ布走行型加圧脱水機、排水処理棟	1式	

西長沢浄水場平面図



工 綾瀬浄水場

所在地 神奈川県綾瀬市吉岡887番地
敷地面積 234,495㎡
施設能力 500,000㎥/日

施設概要

施設	形状寸法	数量	備考
着水井	長さ34.2m×幅14.0m×有効水深5.0m（小判型）有効容量2,113㎥	1池	HWL + 45.7m
沈でん池	長さ23.7m×幅30.8m×深さ6.3m 1池当たり処理能力 62,500㎥/日 横流式傾斜板沈でん池（フィン付傾斜板）	8池	
急速ろ過池	長さ16.68m×幅10.44m×深さ7.1m 重力式（自己逆流洗浄型） ろ過面積139.11㎡/池、ろ過速度179.7m/日 1池当たり処理能力 25,000㎥/日	24池	
管理本館	管理室、事務室、電気室、水質試験室、薬品貯蔵室、薬品注入機室、 自家発電機室、車庫兼災害倉庫、地下2階地上3階13,603㎡	1棟	
排水処理設備	排水池、排泥池、濃縮槽、横型加圧脱水機、排水処理棟	1式	

綾瀬浄水場平面図



(4) 送水施設

ア 創設事業

送水路線は、構成団体の送配水施設と密接な関係を保つとともに、給水地点における管理を容易にするため、浄水場から自然流下方式により送水している。送水路線は浄水場別の3系統とし、構成団体に対し22箇所（臨海地区（4箇所）を1箇所として計上）の給水地点から必要水量を供給するもので、3系統合わせて内径2,800mmから内径700mmまでの送水管（延長約108km）が布設され、調整池9池（総有効容量273,600m³）が設置されている。また、本庁舎に隣接して企業団の水運用機能の中核である水運用センターを設置し、効率的な水運用を行っている。

施設概要

施設		所在地	内容	備考	
伊勢原浄水場系統	送水管		内径1,650mm～内径700mm 延長約39,200m		
	調整池	伊勢原 1	伊勢原市日向 (伊勢原浄水場内)	長さ111.4m×幅75.4m×有効水深5.0m 有効容量40,000m ³	HWL + 110.0m LWL + 105.0m
		藤沢	藤沢市稲荷	長さ76.0m×幅34.2m×有効水深8.0m 有効容量20,000m ³	HWL + 47.5m LWL + 39.5m
相模原浄水場系統	送水管		内径2,000mm～内径1,000mm 延長約31,400m		
	調整池	相模原（高架）	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	内径52.0m×有効水深5.0m 有効容量10,000m ³	HWL + 128.0m LWL + 123.0m
		相模原 1	〃	長さ80.1m×幅51.7m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³ ※創設事業で浄水池として築造	HWL + 102.6m LWL + 97.6m
		相模原 2	〃	長さ114.8m×幅80.0m×有効水深5.0m 有効容量40,000m ³	HWL + 102.3m LWL + 97.3m
	池	矢指	横浜市旭区矢指町	1号池 長さ70.0m×幅19.5～47.2m（台形） ×有効水深5.0m 2号池 長さ85.8m×幅42.6m×有効水深5.0m 有効容量 合計30,000m ³	HWL + 83.3m LWL + 78.3m
統	送水ポンプ	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	出力900kW/台 4台 (他に相模川水系建設事業増設分1台あり)		
西長沢浄水場系統	送水管		内径2,800mm～内径1,000mm 延長約37,800m		
	調整池	西長沢	川崎市宮前区潮見台 (西長沢浄水場内)	長さ180.0m×幅68.8m×有効水深5.0m 有効容量60,000m ³	HWL + 82.2m LWL + 77.2m
		保木	横浜市青葉区美しが丘西	長さ80.8m×幅51.8m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³	HWL + 79.2m LWL + 74.2m
		港北	横浜市都筑区二の丸	長さ80.3m×幅66.3m×有効水深6.5m 有効容量33,600m ³	HWL + 60.0m LWL + 53.5m

イ 相模川水系建設事業（第1期）

送水路線は、新設の綾瀬浄水場から3系統、既設の相模原浄水場から2系統のほか、相模原浄水場系統と西長沢浄水場系統を連絡する送水管を布設し、構成団体に対し17箇所の給水地点から必要水量を供給している。これらの6系統合わせて内径2,000mmから内径600mmまでの送水管延長約95kmを布設するとともに、調整池9池（総有効容量220,000m³）を築造した。

また、新設の綾瀬浄水場系統の送水管と既設の2浄水場（伊勢原、相模原）系統の送水管を連絡した他、既設の2浄水場（相模原、西長沢）系統の送水管を連絡した。このことにより、各浄水場間の浄水の相互融通が可能になった。

施設概要

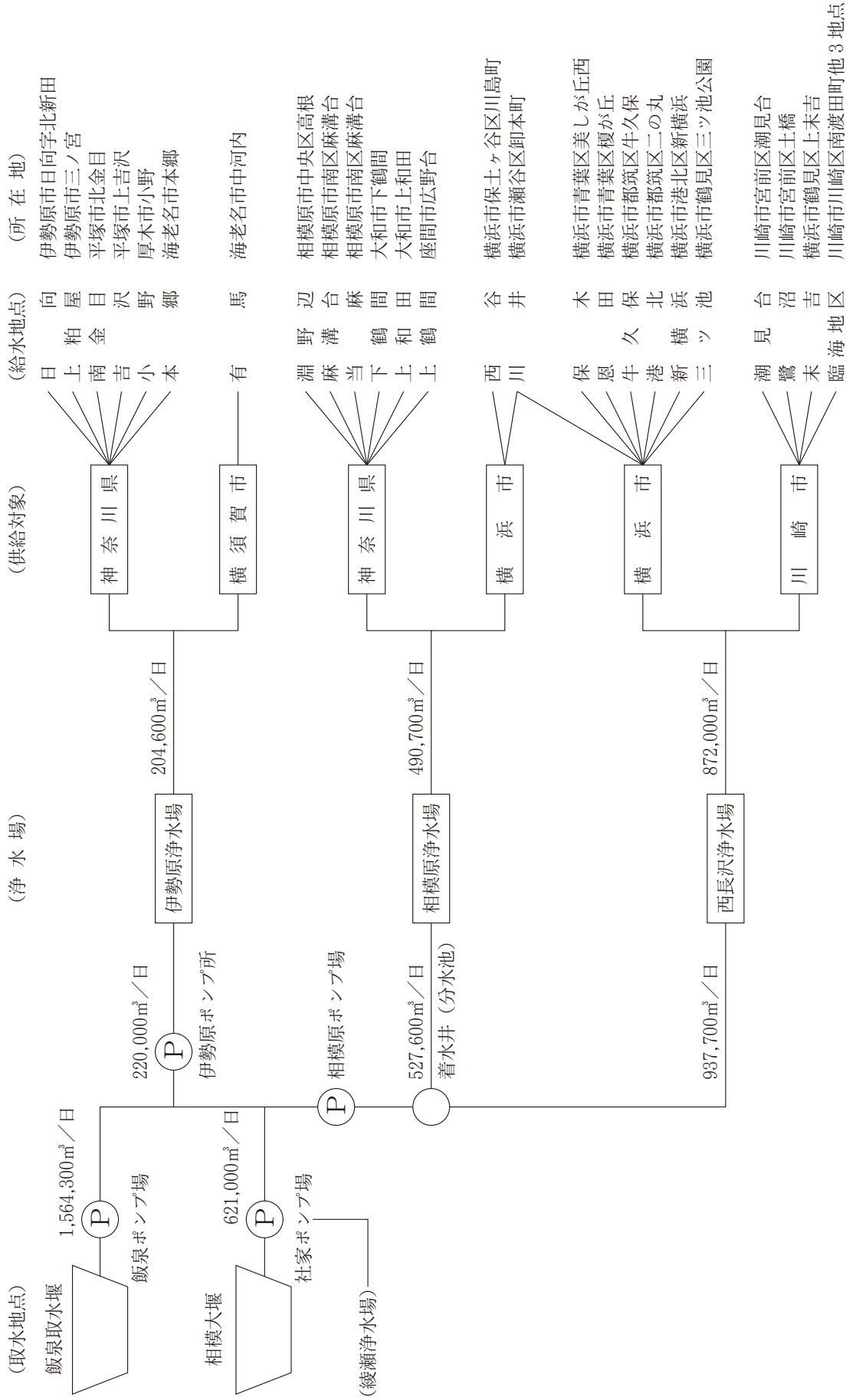
施設		所在地	内 容	備 考	
綾瀬浄水場	送水管		内径2,000mm～内径600mm 延長約70,100m		
	調整池	綾瀬1,2	綾瀬市吉岡 (綾瀬浄水場内)	長さ88.8m×幅84.8m×有効水深7.0m 有効容量50,000m ³ ×2池	HWL+ 32.7m LWL+ 25.7m
		小雀	横浜市戸塚区 小雀町	1号池 長さ74.7m×幅17.7m～32.7m×有効水深6.0m (台形) 2号池 長さ89.7～14.2m×幅19.2～52.7m×有効水深6.0m (L形) 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 54.0m LWL+ 48.0m
	調整池	朝比奈	横浜市栄区上郷町	1号池 長さ113.8m×幅23.05m×有効水深6.0m 2号池 “ 有効容量 合計30,000m ³	HWL+ 93.0m LWL+ 87.0m
		田浦	逗子市沼間	内径26.0m×有効水深10.0m 有効容量5,000m ³	HWL+ 82.0m LWL+ 72.0m
		太田和	横須賀市平作	長さ50.35m×幅54.0m×有効水深4.0m 有効容量10,000m ³	HWL+ 82.0m LWL+ 78.0m
	送水ポンプ	綾瀬送水ポンプ所	綾瀬市吉岡 (綾瀬浄水場内)	横須賀方面 出力1,130kW/台 4台 大和方面 出力910kW/台 2台 上今泉方面 出力420kW/台 3台	
		小雀ポンプ場	横浜市戸塚区 小雀町	出力1,450kW/台 1台 出力1,100kW/台 2台	
		港南台ポンプ場	横浜市磯子区 峰町	出力290kW/台 3台	
	伊勢原浄水場系統	調整池	伊勢原2	伊勢原市日向 (伊勢原浄水場内)	長さ70.4m×幅66.4m×有効水深5.0m 有効容量20,000m ³
相模原浄水場系統	送水管		内径1,350mm～内径1,100mm 延長約9,700m		
	調整池	相模原PC調整池	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	内径50.5m×有効水深5.0m 有効容量10,000m ³	HWL+ 128.0m LWL+ 123.0m
		淵野辺調整池	相模原市中央区 高根	1号池 長さ39.3m×幅34.1m×有効水深7.0m 2号池 長さ24.3m×幅37.6m×有効水深7.0m 有効容量 合計15,000m ³	HWL+ 116.9m LWL+ 109.9m
	送水ポンプ	相模原送水ポンプ所	相模原市南区下溝 (相模原浄水場内)	淵野辺方面 出力200kW/台 2台 出力900kW/台 1台	
連絡施設	送水管		内径1,200mm～内径800mm 延長約15,100m		
	送水ポンプ	いぶき野	横浜市緑区 いぶき野	出力400kW/台 4台	

10 給水地点

(1) 給水系統図

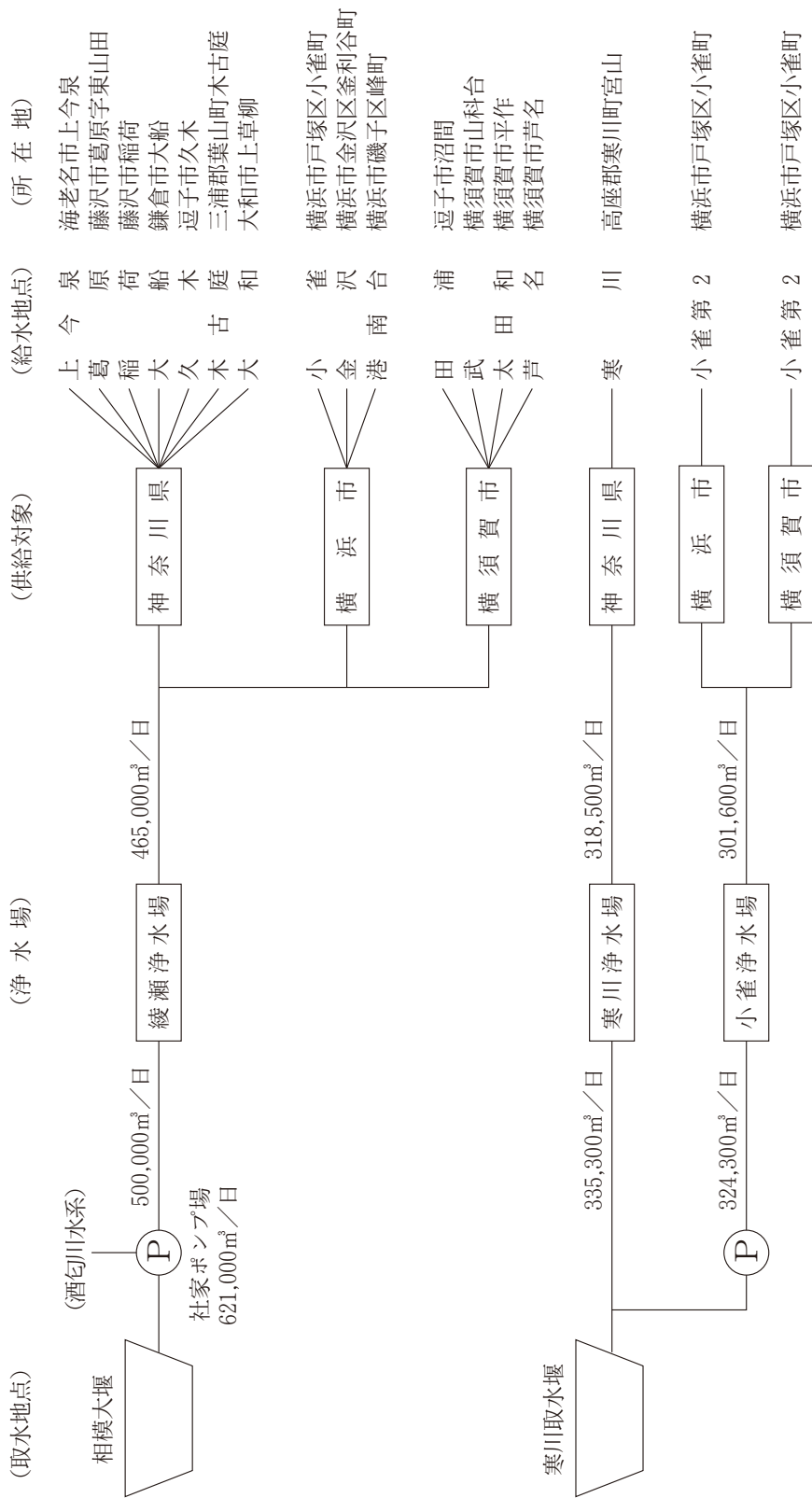
ア 酒匂川水系（一部相模川水系分を含む。）

（令和5年4月1日現在）



イ 相模川水系

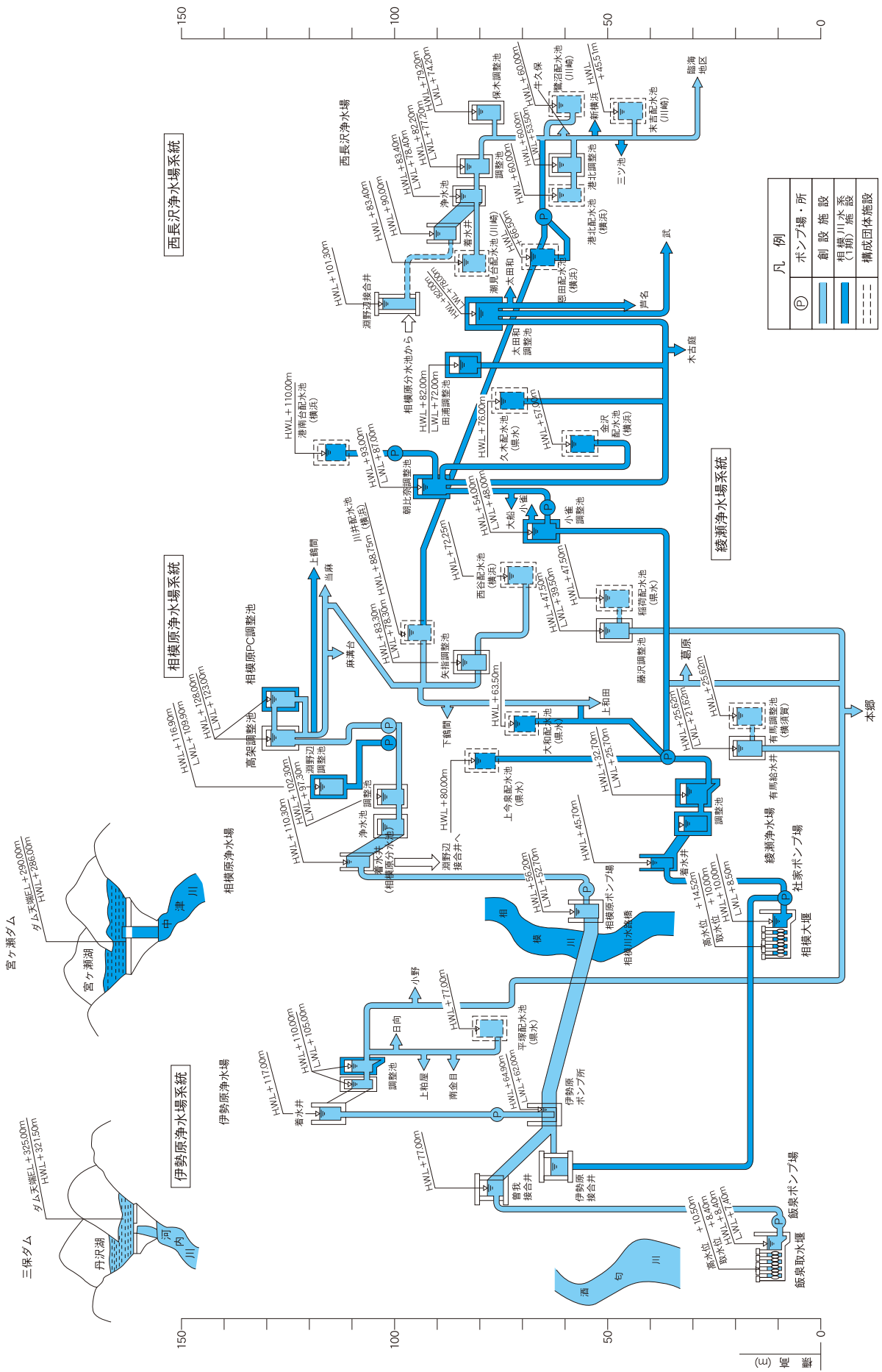
(令和5年4月1日現在)



給水地点総数

区分	給水地点数
神奈川県	20
横浜市	12
川崎市	4
横須賀市	6
計	42

(2) 水位関係図



注 相模川水系震川事業分については省略している。

参 考

神奈川県内広域水道企業団規約

(昭和44年5月1日)
自治許第302号自治大臣許可

改正 昭和46年12月27日自治許第515号
平成13年4月17日総行市第54号
平成19年1月25日総行市第11号

第1章 総則

(企業団の名称)

第1条 この企業団は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）という。

(企業団を組織する地方公共団体)

第2条 企業団は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(企業団の共同処理する事務)

第3条 企業団は、水道用水供給事業の経営に関する事務を共同処理する。

(企業団の事務所の位置)

第4条 企業団の事務所は、横浜市旭区矢指町1194番地に置く。

第2章 企業団の議会

(企業団の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は11人とし、構成団体の議会においてそれぞれ当該議会の議員のうちから選挙された者をもって充てる。

2 前項の規定により選挙される企業団議員の数は、それぞれ次のとおりとする。

神奈川県 3人

横浜市 4人

川崎市 3人

横須賀市 1人

(企業団議員の任期)

第6条 企業団議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期とする。

2 企業団議員が構成団体の議会の議員の職を失ったときは、企業団議員の職を失う。

(企業団の議会の事務局)

第7条 企業団の議会に事務局を置く。

第3章 企業団の執行機関

(企業長)

第8条 企業団に企業長を置く。

2 企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。

3 企業長の任期は、4年とする。

(副企業長)

第8条の2 企業団に副企業長1人を置く。

- 2 副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。
- 4 副企業長の任期は、4年とする。ただし、企業長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(補助職員)

第9条 企業団に職員を置く。

- 2 前項の職員は、企業長が任免する。

(監査委員)

第10条 企業団に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員の任期は、3年とする。
- 3 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。
- 4 監査委員に事務局を置く。

第4章 企業団の経費

(企業団の経費の支弁の方法)

第11条 企業団の経費は、料金、企業債、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金は、構成団体の協議により定める。

附 則

この規約は、自治大臣の許可の日から施行する。

附 則 (昭和46年12月27日自治許第515号)

改正後の規約は、自治大臣の許可の日から起算して1月をこえない範囲内で神奈川県内広域水道企業団の規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び第5条第2項の改正規定は、昭和47年4月1日から施行する。

(昭和46年12月27日規則第3号で昭和46年12月27日から施行)

附 則 (平成13年4月17日総行市第54号)

改正後の規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

附 則 (平成19年1月25日総行市第11号)

改正後の規約は、平成19年4月1日から施行する。

水道用水供給事業の設置等に関する条例

(昭和44年7月7日)
神奈川県内広域水道企業団条例第10号

改正 昭和47年3月31日条例第1号 昭和48年6月15日条例第3号
昭和49年3月30日条例第4号 昭和51年3月27日条例第2号
昭和61年10月30日条例第2号 平成9年11月11日条例第3号
平成14年11月14日条例第4号 平成16年2月16日条例第2号
平成17年11月21日条例第6号 平成24年2月13日条例第1号
平成26年2月12日条例第1号 令和2年1月29日条例第1号
令和3年2月5日条例第3号

水道用水供給事業の設置等に関する条例をここに公布する。

水道用水供給事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業（以下「用水供給事業」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

(用水供給事業の設置)

第2条 次条第2項に規定する水道事業者に、酒匂川及び相模川に係る水道用水を供給するため、用水供給事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 用水供給事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 用水供給事業において水道用水を供給する水道事業者は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市とする。

3 1日最大給水量は、266万3,800立方メートルとする。

(組織)

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、企業長の権限に属する事務を処理させるため、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）に危機管理室、総務部、浄水部及び建設部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない企業団の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が1億円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第7条 企業団の業務に関し、法第40条第2項目の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又は目的物の価額が1億円以上のもの及び法律上企業団の義務に属する損害賠償の額の決定でその決定に係る金額が500万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成及び公表)

第8条 企業長は、用水供給事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年度の5月31日までに作成し、公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) その他企業長が必要と認める事項

3 天災事変その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成し、公表することができなかった場合は、企業長は、その事由がやんだ後すみやかにこれを作成し、公表しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第2条に規定する用水供給事業において、酒匂川に係る水道用水を供給するまでの間、酒匂川以外の水源から取水し、水道用水を供給することができる。

附 則 (昭和47年条例第1号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第3号)

この条例は、昭和48年6月15日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第4号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第6号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第3号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

構成団体水道料金一覧表

区分 団体名	家 事 用			浴 場 用		臨時用(又は一時用)		共 用		家事用料金(1箇月)	
	基本料金	超過料金(従量料金)	超過料金(従量料金)	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金
神奈川県 (H18.4.1 施行)	(家事用) 8㎡以下	710円	(業務用) 9㎡～ 15㎡	128円	50㎡ 201円	8㎡以下 710円	9㎡～ 57円	8㎡以下 1,249円	9㎡～ 589円	10㎡	2,281円
	(業務用) 21～30 31～50 家事用と同じ	135 172 237 294	51 100 300 1,000 10,000	101 172 237 294	221 280 337 394 436	8㎡以下 710円	9㎡～ 57円	8㎡以下 1,249円	9㎡～ 589円	10㎡	2,281円
横浜市 (R3.7.1 施行)	(口径別、一般用) 口径13mm	840円	(口径25mm以下) 1㎡～ 8㎡	4円	100㎡ 329円	1㎡～ 51～口径40mmと同じ	1㎡～ 50㎡ 10円	臨時用区分なし	臨時用区分なし	968円 (口径13mm)	2,738円 (口径13mm)
	20 845 25 850 40 10,150 50 10,500 75 10,900 100 12,000 150 30,000 200 42,000 250 52,000	9 10 11 20 21 30 31 50 51 100 101 300 301 300 (口径40mm)	101 301 1,001 1,001 50㎡ 20円 1㎡～口径40mmと同じ 1㎡～口径75mm) 51～口径40mmと同じ 1㎡～ 50㎡ 15円 51～口径40mmと同じ (口径100mm)	48 177 253 301 327 358 413 25円	364 419 463 30円 20円 20円 10円 10円	850円	1㎡～8㎡ 4円 9～ 42	1㎡～ 50㎡ 10円 51～口径40mmと同じ (口径150mm) 1㎡～ 100㎡ 30円 101～口径40mmと同じ (口径200mm) 1㎡～ 100㎡ 20円 101～口径40mmと同じ (口径250mm) 1㎡～ 100㎡ 10円 101～口径40mmと同じ	臨時用区分なし	臨時用区分なし	968円 (口径13mm)
川崎市 (H22.4.1 施行)	(専用) 8㎡以下 530円		9㎡～ 11～20 21～25 26～30 31～50 51～100 101～200 201～500 501～1,001	95円	10㎡ 95円	8㎡以下 530円	9㎡～ 46円	臨時用区分なし	臨時用区分なし	6㎡～ 46円	2,110円
			11～20 21～25 26～30 31～50 51～100 101～200 201～500 501～1,001	139 185 194 209 253 278 329 343 357	10㎡ 95円	8㎡以下 530円	9㎡～ 46円	臨時用区分なし	臨時用区分なし	6㎡～ 46円	2,110円
横須賀市 (R5.4.1 施行)	(口径別、一般用) 口径20mm以下	800円	1㎡～ 11～25 26～50 51～100 101～500	15円	10㎡ 15円	(全口径) 10㎡以下 890円	11㎡～ 47円	臨時用区分なし	臨時用区分なし	950円 (口径20mm 以下)	2,500円 (口径20mm 以下)
	25 1,800 40 5,000 50 10,500 75 37,000 100 82,000 150 156,000 200 370,000 250 1,160,000 300 2,600,000		11～25 26～50 51～100 101～500	155 190 245 270 290	10㎡ 15円	(全口径) 10㎡以下 890円	11㎡～ 47円	臨時用区分なし	臨時用区分なし	950円 (口径20mm 以下)	2,500円 (口径20mm 以下)

注 料金表は表示上全て1箇月分に換算した料金であり、家事用料金(1箇月)は、別途消費税の加算が必要。

事業の概要

令和5年度

令和5年6月発行

編集 神奈川県内広域水道企業団総務部総務課
発行 〒241-8525 横浜市旭区矢指町 1194 番地
電話 045 (363) 1111 (代)
FAX 045 (363) 1121

ホームページ <https://www.kwsa.or.jp/>



企業団キャラクター
『ウォービー』